# 名古屋市公報

令和 2年11月18日 第78号

発行所名 古 屋 市 役 所電話 [052]972-2246

 編集兼
 名 古 屋 市 総 務 局 法 制 課 長

	<b> </b>		ページ
$\circ$	規 則 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関す る条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課)	(第120号)	<u> </u>
$\bigcirc$	告 示 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について		
$\bigcirc$	(環境・地域環境対策課) 兼用工作物管理協定(市道久屋大通・久屋大通公園)について	(第687号)	6
$\circ$	(住都・都心まちづくり課、緑土・道路管理課、緑地管理課) 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(第688号)	7
$\circ$	(住都・街路計画課) 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(第689号)	8
$\bigcirc$	(住都・街路計画課) 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の	(第690号)	9
	指定 (財政・税制課)	(第691号)	10
$\bigcirc$	農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課)	(第692号)	11
$\bigcirc$	農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課)	(第693号)	13
$\bigcirc$	名古屋市議会定例会の招集について (総務・総務課)	(第694号)	14
	交 通 局 告 示		
$\bigcirc$	名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売につい		
	て	(第10号)	15
	病 院 局 管 理 規 程		
$\bigcirc$	名古屋市病院局次長以下代決規程の一部改正	(第20号)	17
$\circ$	名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程の一部改正	(第21号)	18
	監 査 公 表		
$\circ$	令和 2年監査公表	(第5号)	21
	外 部 監 査 公 表		
$\circ$	令和 2年外部監査公表	(第3号)	90
	雑報		
$\bigcirc$	職員の懲戒処分 (教育・教職員課)		102

## 規則のあらまし

- 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規 則の一部を改正する規則(第 120号)
  - 1 改正内容
    - (1) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の支給日について、規定の整備を行います。(第10条関係)
    - (2) その他規定の整理を行います。(第12条関係)
  - 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年11月11日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 120 号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (令和元年名古屋市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「会計年度任用短時間勤務職員」を「非常勤の職員」に改める。

第17条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「非常勤の職員」を「会計年度任用短時間勤務職員」に、「第10条 第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とする。

第10条の見出しを削り、同条第1項中「報酬期間は」を「会計年度任用短時間勤務職員の報酬期間は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会計年度任用短時間勤務職員の報酬(第2条第4項及び第5項の規定による手当に相当する報酬を除く。)の支給日は、任命権者が定める者を除き、

職員の給料の支給日の例による。

第10条第3項中「報酬(」を「会計年度任用短時間勤務職員の報酬(」に改め、「及び費用弁償(第6条第1項ただし書及び同条第2項の規定による通勤手当に相当する費用弁償に限る。)」を削り、同条第4項中「期末手当」を「会計年度任用短時間勤務職員の期末手当」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(通勤手当に相当する費用弁償の支給日)

- 第12条 非常勤の職員の第6条第1項本文の規定による通勤手当に相当する費用弁償の支給日は、任命権者が定める者を除き、職員の給料の支給日の例による。
- 2 非常勤の職員の第6条第1項ただし書及び同条第2項の規定による通勤手 当に相当する費用弁償は、任命権者が定める者を除き、その月分を翌月の報 酬の支給日に支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、非常勤の職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。)の第6条の規定による通勤手当に相当する費用弁償(報酬期間が月の初日から末日までである者にあっては、同条第1項ただし書及び同条第2項の規定による通勤手当に相当する費用弁償を除く。)は、第10条第2項及び第3項の支給日に支給することができる。

第9条の次に次の1条を加える。

(非常勤の職員の報酬期間と報酬等の支給日)

- 第10条 非常勤の職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の報酬期間は、任命権者が定める者を除き、報酬を年額により定める者にあっては年度の初日から末日まで、報酬を月額により定める者にあっては月の初日から末日まで、その他の者にあっては職務を行った日又は職務を行った日の属する月の初日から末日までとし、当該報酬期間につき報酬を支給する。
- 2 非常勤の職員の報酬及び条例別表第3備考第2項から第6項までに規定する費用弁償(以下「報酬及び費用弁償」という。)の支給日は、任命権者が 定める者を除き、次の各号に掲げる報酬及び費用弁償の区分に応じ、当該各 号に定める日とする。

- (1) 年額の報酬及び費用弁償 6月、9月、12月又は翌年の3月の17日(2 期に分けて支払う場合は、9月及び翌年の3月の末日)
- (2) 月額の報酬及び費用弁償 その月の17日、21日、末日又は翌月の17日
- (3) その他の報酬及び費用弁償 職務を行った日 (報酬期間が職務を行った 日の属する月の初日から末日までである者にあっては、翌月の10日、17日 又は21日)
- 3 前項の規定による報酬及び費用弁償の支給日(職務を行った日に支給する場合を除く。)が、休日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日をいう。以下同じ。)であるときは、前項の規定にかかわらず、その直前の休日でない日に支給する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、報酬期間が月の初日から末日までである者にあっては、職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年名古屋市規則第64号。以下「給与条例施行規則」という。)第5条第2項から第5項までの規定による給料の支給日(以下「職員の給料の支給日」という。)の例により支給することができる。この場合において、報酬及び費用弁償の支給日が翌月となる者にあっては、給与条例施行規則第5条第2項中「内」とあるのは、「の翌月」と読み替えるものとする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

名古屋市告示第 687号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号)第58条の8第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施 行細則(平成15年名古屋市規則第 117号)第53条の7第 1号エに該当します。

令和 2年11月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定する区域名古屋市港区潮見町 8番の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 688号

兼用工作物管理協定(市道久屋大通・久屋大通公園)について

道路法(昭和27年法律第 180号)第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市 公園法(昭和31年法律第79号)第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づ き、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理 の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項 の規定により次のとおり公示する。

令和 2年11月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 協定の名称兼用工作物管理協定(市道久屋大通・久屋大通公園)
- 2 協定の内容 市道久屋大通と久屋大通公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及 び費用負担等について
- 3 協定の効力発生日令和 2年10月 1日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課 緑政土木局路政部道路管理課 緑地部緑地管理課 名古屋市告示第 689号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年11月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書の内容 次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書 名古屋都市計画道路事業 1・4・5号高速 1号線

#### 2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 4階 名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

#### 3 縦覧期間

令和 2年11月11日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

#### 4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 690号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年11月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書 名古屋都市計画道路事業 1・4・5号高速 1号線

名古屋都市計画道路事業 1・4・7号高速 3号線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 4階 名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

3 縦覧期間

令和 2年11月11日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

## 名古屋市告示第691号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)第18条第4項に規定する 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対 する寄附金を指定します。

令和2年11月12日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備  考
公益社団法人愛知県	名古屋市昭和区円上町	令和2年1月1日以後に
安全運転管理協議会	26番15号	個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

#### 名古屋市告示第 692号

#### 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第 1項の規定により 次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公 告します。

令和 2年11月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 名古屋市港区西福田五丁目2618番、畑、495.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所鈴木 郁子 名古屋市港区大西一丁目 109番地
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 賃借権
  - (2) 内容 畑として利用
  - (3) 存続期間 令和 2年12月 1日から令和 5年11月30日まで
  - (4) 借賃 年額 1,000円
  - (5) (4)の支払方法 毎年11月末日までに現金支払
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 444.00平方メートル
  - (2) 農作業従事の状況農業従事日数: 200日、農業従事者: 1人
  - (3) 農機具の保有状況

草刈り機: 1、噴霧器: 1、耕うん機: 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 693号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年11月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所公益財団法人愛知県農業振興基金(愛知県農地中間管理機構)名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 名古屋市港区西茶屋三丁目 278番、田、609.00平方メートル 始め38筆
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所 布目 廣明名古屋市港区明正一丁目 287番地 ファーストバード明正 301号 始め19名
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 賃借権(農地中間管理権)
  - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
  - (3) 存続期間 令和 2年12月31日から令和12年12月30日まで
  - (4) 借賃 10アール当たり 年額 6,000円
  - (5) (4)の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

## 名古屋市告示第694号

名古屋市議会定例会の招集について

令和2年11月20日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和2年11月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市総務局総務課

名古屋市交通局告示第10号

名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号) 第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)第23条第2項の規定に基づき、 名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券(以下「観光周遊乗車券」という。)を次のように発売します。

令和2年11月12日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

1 料金

870円

2 有効期間

令和2年11月16日から令和3年5月31日まで

3 発売方法

観光庁のGo To トラベル「地域共通クーポン」又は本市の名古屋観光クーポン「シャチ割」を1枚以上利用して観光施設入場券1枚と同時に購入する者に観光周遊乗車券を1枚発売します。

4 発売数量

6,000枚

5 発売場所

各乗車券発行所とします。

6 使用条件

観光周遊乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本 市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用 回数を制限しません。 7 発売期間

令和2年11月16日から令和3年3月31日まで

- 8 料金の還付 還付不可とします。
- 9 不正使用

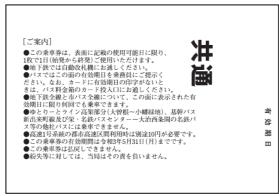
観光周遊乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一 日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市病院局管理規程第20号

名古屋市病院局次長以下代決規程(平成21年名古屋市病院局管理規程第 8号) の一部を次のように改正する。

令和 2年11月13日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表第 1人事・服務関係の表及び財務関係の表中「報酬」を「給与」に改める。

別表第 4の表中「報酬」を「給与又は報酬」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第21号

名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程(平成20年名古屋市病院局管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

令和 2年11月13日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第3条第1項中「第7条第5項第6号」を「第7条第5項第5号」に改め、同項第2号イ中「臨時に雇用する職員及び」を削り、「受けている職員」の次に「、配偶者同行休業職員(職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年名古屋市条例第66号)第2条第1項(同条例第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。)及び自己啓発等休業職員(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年名古屋市条例第4号)第2条第1項(同条例第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。)」を加え、同号ウを削り、同条第2項中「第7条第5項第6号」を「第7条第5項第5号」に改め、同条を第3条の3とし、同条の前に次の2条を加える。

(育児休業をすることができる非常勤職員)

第 3条 条例第 2条第 5号ア(ウ)に規定する「市長が定める非常勤職員」とは、 1週間の勤務日が 3日以上とされている非常勤職員とする。

(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

- 第3条の2条例第2条の3第3号イに規定する「市長が定める場合」とは、次に掲げる場合とする。
  - (1) 条例第 2条の 3第 3号イに規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第 164号) 第39条第 1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第 2条第 6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第 2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行って

いるが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第 2条の 3第 3号イに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第 817条の 2第 1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第 1項第 3号の規定により当該子を委託されている同法第 6条の 4第 2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第 4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6条の 4第 2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。)を含む。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって当該子の 1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

#### ア 死亡した場合

- イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育する ことが困難な状態になった場合
- ウ 当該子と同居しないこととなった場合
- エ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
- 2 前項の規定は、条例第 2条の 4第 2号に規定する「市長が定める場合」について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳 6箇月到達日」と読み替えるものとする。
  - 第 3条の 3の次に次の 1条を加える。

(部分休業をすることができる非常勤職員)

第 3条の 4 条例第 6条第 2号に規定する「市長が定める非常勤職員」とは、 1週間の勤務日が 3日以上とされている非常勤職員とする。

第 4条中「条例第 7条の規定の適用」を「部分休業の承認」に、「同条中「2時間」とあるのは「2時間(専念義務免除の承認を得ている職員について

は、」を「1日を通じて」に、「時間を減じた時間)」」を「承認を得た時間 を減じた時間を超えない範囲内で行うもの」に改め、同項の次に次の1項を加 える。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日を通じて当該職員の 1日当たりの正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該職員が専念 義務免除の承認を得ている場合は、当該時間から当該専念義務免除の承認を 得た時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

### 附則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程の規定は令和2年4月1日から適用する。

## 令和2年監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年11月13日

名古屋市監査委員木下優同岩本たかひろ同黒川和博同小川令持

## 令和元年監査報告第 2号関係分(令和元年 9月 9日報告)

健康福祉局健康部・区役所・財政局

(令和 2年 8月31日現在の状況)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		77
1(2)	競争性のある契約にいて 一つ方である契約にした。とけいうとという。 を性のあるすがあい、するな本よ価約ましれ下とが、するのは、にのどでも見いである。 のおいにのどでもいがにのれたのがで、別のより、ではいいのとのないにである。 のおいにであり、からと契上いがにのれたのとでは、はいいのとのないにであるが、は、にのどのであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのがであるが、は、にのが、は、に、は、は、に、は、は、に、は、は、に、は、は、に、は、は、に、は、は、に、は、は、に、は、は、に、は	本件は、契約事務の手引き等に基づく適正な契約方法についての認識が不足していたことが原因です。 猫用粉ミルクについては、年間を通じて一定の需要が見込まれることから、2者の見積比較による単価契約を諸しました。(令和2年7月29日契約締結) 大猫用の飼料についても、これまで個別に行っていた契約をよとめ、2者から見積書を徴取し、9年7月29日契約締結) 今後も、適正な契約に努めてまいります。 (動物愛護センター)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	動物愛護センターにおける飼料の購入費には市民等から寄せられた「目指せ殺処分ゼロ!犬猫サポート寄附金」が充てられていることを特に鑑み、寄附金を有効に活用するためにも、競争性のある適正な契約の締結を行われたい。 (動物愛護センター)	

## 令和 2年監査報告第 1号関係分(令和 2年 2月18日報告)

区役所(中村区、昭和区、熱田区、中川区、港区及び南区)

(令和 2年 8月31日現在の状況)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1(1)	収納金出納簿の照合及び査閲について 名古屋市会計規則(以下「会計規則」という。)によると、現金出納知り、現金出納のたとされてったとされてったとされてったととされてった。 り、収納金出納簿への登載のなかの収出のない。 り、収納金出納簿への登載のないの収納金出納簿への関係書と収納金別上、領金出表のででででででである。 (控)その他の関係に要と収納金別を受けなければならないとされているのでででである。 ではならないとないでである。 ではならないのででである。 ではならないのででである。 ではならないのでである。 ではならないのでである。 ではならないのでである。 ではないのではないでではないでではないでででである。 では、予算主管課長による査閲を受けられている。 の、会計規則に基づき、収納金出納簿の、 に合きでではいるの、の、の、の、の、の、の、の、の、(中川区総務課)	本件は、収納金出納簿の照合及び査閲について名古屋市会計規則の認識に誤りがあったことが原因であったことから、名古屋市会計規則の認識を改め、規則に基づき収納金出納簿の照合を適正に行い、予算主管課長による査閲を受けることとしました。 また、事務の引き継ぎ書類にも収納金出納簿の照合及び査閲事務について記載することで再発防止を図りました。 (中川区総務課)
1(2)	領収書の管理について 会計規則等によると、現金出納員 は、領収書冊(1冊に100組の領収書 が綴られたもの)の受払いや残高の度 理を行うため、領収書管理簿を年度を 領したときは、領収書冊の表紙に 領収書整理票に、受領年度及び通 号を記載することとされては領収の際に また、領収印については領収の際に 押印することとされている。 また、領収書をされている。 で理状況を調査したとられ のような事例が見受けられた。 ア 領収書整理票に受領した年度及び 通し番号の記載がなく、また、 で 通し番号の記載がなく、また で 通りをにあっては、領収書 の作成がなされていなかったも	ア 本件は、課内で領収書の管理方法が原因です。指摘を受け、令和元年9月に領収書整理で、令和元年度及び通し番号を記載するとともに成しの番号を記載を作成とのです。また、同年期にであらないまであるととがのです。(昭和区地域力推進室) イ 本件については、会計規則等にあったます。(昭和区地域力推進室) イ 本件については、会計規則等にあったます。(昭和区地域力推進室) イ 本件については、会計規則等にされていなから、再発防止のため速やかに職場会議(戸籍係:令和元年11月21日

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	の (昭和区地域力推進室) イ 未使用の領収書にあらかじめ領収 印を押印していたもの (中村区市民課、昭和区総務課、 昭和区市民課、中川区市民課、 南陽支所区民生活課) 会計規則等に基づき、領収書の管理 を適正に行われたい。	実施、住民記録係:令和元年11月28 日実施)を通じて適正な領収書の管理について周知・徹底いたしました。 また、領収印を押印した領収書については、すべて書損として処理し、領収の際に押印し、交付を行っております。 (中村区市民課)
		本件は、現金出納員事務取扱要項への理解が不足していたことが原因です。令和元年8月28日に、朝礼の場で、現金出納員事務取扱要項に従い、領収印は領収の際に押印することをはじめ、現金出納事務を取り扱う際には会計規則等を遵守し、適正に取り扱うよう改めて周知しました。 (昭和区総務課)
		本件は、現金出納員事務取扱要項 への理解が不足していたことが原因 です。令和元年 8月下旬に担当者に 口頭で、現金出納員事務取扱要項に 従い、領収印は領収の際に押印する ことをはじめ、現金出納事務を取り 扱う際には会計規則等を遵守し、適 正に取り扱うよう改めて周知しまし た。 (昭和区市民課)
		未使用の領収書にあらかじめ領収 印を押印していたことについては、 職員が正しい管理方法を理解してい なかったことが原因であったことから、11月の朝礼及び11月29日の係会 で正しい領収書の管理について職員 に周知徹底しました。 使用中の領収書は既に押印がして あったことから直ちに書損として あったことから直ちに書損とした。 (令和元年11月21日実施) また、係会等の場で、定期的に現 金出納の正しい事務を確認していま す。 (中川区市民課)
		本件は窓口業務繁忙時に、速やか に領収書を出せるようあらかじめ領

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		収書に押印していたものですが、監査の翌日には課長から担当係長、担当者へ口頭にて指示し、適正に実施するようにしました。 (南陽支所区民生活課)
2	前渡金出納簿への登載及び符合確認に 前渡金出納簿への登載及び符合を建設に 前渡金出納簿への登載及び符合を全き合金とが 前渡金出納簿への登載及び 前渡金とのと、一部では、 前渡金とのと、一部では、 のと、一部では、 のと、一部では、 のと、一部では、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	ア 本件は、前渡金型では、
		イ 本件は財務システムの再構築に伴 い、システム上の入力が必要になっ

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		たという事務手続きについての認識 ができておらず、システム上の入力 を失念していたことが原因です。指 摘後は、システム入力を行うことに より、月 1回以上の符合確認を行う ように改めました。 (昭和区市民課、 昭和区民生子ども課、 昭和区保険年金課、 昭和区健康安全課)
		前渡金事務について、システムにおける処理を失念していたことから、指摘後は、毎月月初にシステム処理を行うことにより前渡金出納簿と現在金との符合確認を実施しています。 (熱田区総務課)
		毎月 1回の符合確認については、システム入力により確認登録の処理を行う事を理解していなかったため、処理方法を確認しました。令和元年11月29日に経理担当等と問題点を話し合い、処理方法を確認しました。符合の時期を、保護費の精算にあわせ、前月分を翌月の初めに行う事を決め、すべての前渡金の符合を定期的に行っています。(中川区民生子ども課)
		前渡金出納簿のシステム入力による毎月1回以上の符合確認については、処理について習熟していなかったため処理方法を確認しました。令和元年11月に経理担当者等と問題点を話し合い、処理方法を確認しました。現在金との符合確認については、毎月、当月の末日から翌月開庁日5日以内に行っています。(中川区福祉課)
		会計システム移行時に、理解が不 十分であったことから符合確認がさ れていなかったもので、監査の翌日

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		には課長から担当職員へ口頭にて指示し、対応可能月(8月分)よりシステム入力の方法により、符合確認を適正に実施するようにしました。 (南陽支所区民生活課)
		本件は、毎月 1回以上符合確認を 行わなければならないことを理解し ていなかったことが原因であったた め、監査の指摘後直ちに実施すると ともに、令和 2年 2月に事務処理に ついてのマニュアルを作成し、符合 確認漏れがないよう今後の再発防止 を図りました。 (南区民生子ども課)
3(1)	金券の管理について 切する と 類 手間 と 類 手間 と 類 手間 と 数 手間 と 数 まい と で 要 は と と する ら に な か を き か を き か を き か を き か を き か を き か を き か を き か を き か を と と か の し、金 か い に は こ お と と か か を と か か ら と に な か ら と に な か ら と と か か ら と に な か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か か ら と と か な か に な か な か と と か な か な か と と か な か な か と と か な か な	ア本件は、金券類とでは、金券類とでは、金券類とでは、金券類とでは、金券類とのは、金券類とのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次

の登載を行っていなかった又は誤

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	っていたため、現在高との差異が 生じていたもの (中村区民生子ども課、 昭和区民生子ども課、 昭和区福祉課、中川区総務課、 港区企画経理室、 南陽支所区民福祉課) 会計規則等に基づき、金券類等の管 理を適正に行われたい。	本件は、金券類の払出しが従前の 紙ベースの補助簿では 1日ごとに行っておりましたが、新システムでの 事務が不慣れであったため、1日ご とに入力することができなかったこ とが原因です。令和元年 9月開催の 係会議で職員に周知し、払出する 度、決裁を行い、システム入力する ようにした。また、課の庶務担 当で一括して入力していたものを係 ごとに入力事務を分担することに り事務遅延防止に努めました。 (南陽支所区民福祉課)
		イ 本件は、金券類等出納簿補助簿への記載が漏れていたこと及び財務会計システムの再構築に伴い、システムへの1日ごとの入力が必要になったことへの認識が不足していたことが原因でした。補助簿への記載漏れについてはただちに金券類出納簿補助簿に登載するとともに、1日ごとに払出数を取りまとめ、システムに入力するように取扱いを改めました。 (昭和区民生子ども課)
		本件は、払出の際に財務会計システムへの入力件数を誤ったこと及び払出に係る入力が漏れていたことが原因でした。指摘を受けたものについては、ただちに訂正入力を行うとともに、入力の際の留意点等を文書にまとめ、令和元年12月27日に係員に配布し、誤り・漏れがないように周知徹底を図りました。 (昭和区福祉課)
		本件は、返信用封筒に貼っていた 切手が未使用で返却されていたが、 それをシステムに入力していなかっ たことが原因でした。 ご指摘の件については、令和元年 9月17日に登録を行い、差異を修正 しました。 現在は切手を使用した時のみなら ず、戻ってきた場合にも、現在高と

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		の差異が生じることがないようその 日中にシステム入力を行うことと し、再発防止を図りました。 (中川区総務課)
		本件はシステムの入力に、 大のでした。 大のでした。 大のでした。 大のでした。 大のでした。 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでは、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大のでした。 では、 大ので、 大ので、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、
3(2)	営業用乗用自動車乗車券の管理について でと役所営業用乗用自動車の利用規程によると、営業用乗用自動車の利用規程によると、営業用乗用自動車の利用規工によりを受けるときは、タクシー利用簿兼整理等はよりででは、のとされている者によりで理算によりでで理があるとといる。とされている。を受けるものとされている。を対して、そので理状況を利用するととされている。をクシー乗車券の管理状況を調査とされている。をクシー乗車券の管理状況を調査とところ、港区総務課において、利用簿兼整理簿の作成がなされていなかった。	これまでは、独自の様式で管理簿を作成し、タクシー乗車券の使用状況を記録・管理していたため、利用簿兼整理簿を作成しておりませんでした。令和元年12月の係会にて、利用簿兼整理簿にて管理するよう職員に周知しました。今後は区役所営業用乗用自動車の利用規程に基づき適切に管理を行い、受払の都度、総務課長が確認いたします。 (港区総務課)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	区役所営業用乗用自動車の利用規程 に基づき、タクシー乗車券の管理を適 正に行われたい。 (港区総務課)	
4(1)	愛知県証紙の管理について 区総務課では、愛知県証紙(以き事務をは、愛知県証紙」という。)の売りさばき引きの売りを行っており、区会計事務のを手売さばいたときは、1日ごとを取りまとといる。 県証紙の売りとは、1日ごとで表したときながであると、登載することをでありまとがである。 県証紙の売りさばき事務を調査したところ、熱田区総務課にでいる。 県証紙の売りさばき事務を記したところ、数田区総務課にでいた。 ところ、数田区総数は、1日ごとのまといたの手引きに基づき、1日ごとの手引きに基づき、1日ごとの手引きに現金出納簿及び証紙受払簿にといた。 区会計事務の手引きに基づき、1日ごとに現金出納簿及びごとに現金出納簿及びごとに表していた。 (熱田区総務課)	愛知県証紙の売りさばき事務について、区会計事務の手引きに定められている事項の理解不足が原因であり、監査の指摘後直ちに朝礼で取扱いの周知徹底を図りました。現在は、現金出納簿及び県証紙受払簿に売りさばき数を1日ごとに取りまとめ登載することで県証紙の適切な管理に努めています。(熱田区総務課)
4(2)	身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留物件の管理について 墓地、埋葬等に関すると、身元明確な者をはよりによると、以下「引力をと、身元のないりでであると、以下「引力をというできない。」というが保管するといいる。 一個ではないでは、引力ではないでは、のないでは、のないでは、のないでは、のないのでは、引力である。 一個ではないでは、引力であるが、自己をでは、身元のない遺体をは、身元ののない遺体をでは、自己をできた。 一個では、身元のない遺体をでいるが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	記録簿及び現金管理台帳への記入が 行われていなかった原因は、遺体事務 の受付件数が増加したため、戸籍調 査・金融機関に対する先取特権の行使 に係る事務処理を優先したことにより り、記入が疎かになってしまっていた ことによります。 令和元年10月より、記録簿及び現金 管理台帳に指摘のあった令和元年6月 からの状況を記載した。 再発防止策として、事務担当者を増 員し、事務の分散化を図ることをで 最大び現金管理台帳への記帳をが は、事務処理を遅滞なく行うことがで きるよう、事務処理の体制を強化しま した。 (港区総務課)

について 各区で定める生活保護費等預り金管理規程」という。)によると、区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護受給者等から一時的に預かることとなった現金について、その額や理由等の事項を預り金保管台帳に記入するとともに、3日以内に返還が見込まれる場合を除き、統括管理者(民生子ども課長又は区民福祉課長)名義の預金口座に預け入れることとされており、原則、保管してから概ね1週間以内に返還し、事務手続きを完了することとされている。 また、事務責任者(保護係長、保護・子ども係長又は主査(生活保護担当))と出納責任者(民生子ども係長又は保護・子ども係長)は、毎月1回以上、預り金保管台帳、現金及び預金通帳の照合による査閲を行うこととさ			
課において、令和元年 6月以降に発生した引取者のない遺体について、引取者のない遺体ごとに処理経過を別で記録していたものの、記録簿及び現金管理台帳への記入が行われていなかった。  身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引きに基づき、記録簿及び現金管理台帳に確実に記入を行い、遺留物件の管理を適正に行われたい。 (港区総務課)  4(3) 生活保護受給者等に係る預り金の管理について各区で定める生活保護費等預り金管理規程という。)によると、区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護受給者等から一時的に預かることとなった現金について、その額や理由等の事項を発管台帳に記入するとともに、3日以内に返還が見込まれる場合を除き、統括管理者(民生子ども課長又は区民福祉課長)名義の預金口座に預け入れることとされており、原則、保管してから概ね 1週間以内に返還し、新手続きを完了することとされている。また、事務責任者(保護保長、保護・子ども係長)は、毎月1回以上、預り金保管台帳、現金及び預金元を完全を表しています。また、事務責任者(保護保長、保護・子ども係長)は、毎月1回以上、預り金保管台帳、現金及び預金通帳の照合による査関を行うこととされては複数の職員で行い、受領後、についます。また、事務責任者(保護保護、保護保護、保護・子ども係長)は、毎月1回以上、預り金保管台帳、現金の可に入金するとともに、預り金保管台帳に発載しています。また、預り金保管台帳に発表しています。また、預り金保管台帳に発表のでに入金するとともに、預り金保管台帳に発表のでに入金するとともに、預り金保管台帳に発表しています。また、預り金保管台帳に発表のでに入金は複数の職員で対しています。また、預り金保管台帳に発表の可に入る場にあたっては複数の職員で対しています。また、預り金保管台帳に発表の可に表しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳に入る企業を表しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。とは複数の職員で対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳に入る企業を表しています。また、預り金保管台帳に入る企業を表しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳にただちに対しています。また、預り金保管台帳に表するとは表するとは表するとは表するとは表するとは表するとは表するとは、表するは、表するとは、表するは、表するは、表するとは、表するは、表するは、表するは、表するは、表するは、表するは、表するは、表する	番号	指摘事項 (監査結果)	措置状況
について     各区で定める生活保護費等預り金管理規程(以下「預り金管理規程」という。)によると、区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護受給者等から一時的に預かることとなった現金について、その額や理由等の事項を預り金保管台帳に記入するとともに、3日以内に返還が見込まれる場合を除き、統括管理者(民生子ども課長又は区民福祉課長)名義の預金口座に預け入れることとされており、原則、保管してから概ね1週間以内に返還し、事務手続きを完了することとされている。     また、事務責任者(保護係長、保護・子ども係長又は主査(生活保護担当))と出納責任者(民生子ども係長又は保護・子ども係長)は、毎月1回以上、預り金保管台帳、現金及び預金通帳の照合による査閲を行うこととさ		課において、令和元年 6月以降に発生した引取者のない遺体について、引取者のない遺体にの理経過を別で記録していたものの、記録簿及び現金管理台帳への記入が行われていなかった。 身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引きに基づき、記録簿及び現金管理台帳に確実に記入を行い、遺留物件の管理を適正に行われたい。	
保管一覧により、統括管理者に報告することとされている。 預り金の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 預り金保管台帳について、記入が漏れていたものや、現金を預かっ	4(3)	について 各関ででは、 をででは、 をででは、 をでいて、 をでは、 をでいて、 をでいて、 をでいて、 をでいでもに、 では、 ののに、 のののに、 のののののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 のの	指摘後は、令和 2年 2月25日の職員会議で注意を行い、預り金で、預り金で、預り金で、預り金で、預り金で、預り金で、預り金で、預り金で

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
番号	指摘事項(監査結果)  (中川区民生子ども課)  統括管理者名義の預金口座への預け入れが速やかに行われず、長いもので1か月程度にわたり現金で保管されていたもの (中村区民生子ども課、昭和区民生子ども課、南陽支所区民福祉課) ウ 平成31年 4月以降、統括管理者名義の預金口座への預け入れが一度もなされず、実地検査日において、10,022円が現金で保管されていたもの(富田支所区民福祉課)預り金管理規程に基づき、預り金の管理を適正に行われたい。	たたり見で出に をなり、では、この事るとこいの理解といいのでは、別の金子では、別のの事るとこいり、でいいで、といいのでは、でいいで、といいのでは、でいいで、といいのでは、でいいで、といいのでは、で、といいのでは、で、といいので、は、別ののまで、といいので、は、別ののまで、といいので、は、別ののまで、といいので、は、別ののまで、といいので、は、別ののは、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、
		替わりの引継ぎが正確にできていなかったことが原因です。 そこで、改めて令和 2年 8月に係会を開き周知し、以降に発生した案

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		件については適切に処理を行っています。また、統括管理者・出納責任者・出納取扱者において定期的に現金と台帳を突合し、再発防止に取り組んでおります。 (南陽支所区民福祉課)
		ウ 生活保護受給者等に係る預り金の 管理については、事務取扱者が業務 多忙により、出納責任者へ預金口座 への保管の依頼を失念したことが原 因であることから、預り金管理規程 の内容を、現金の取扱いの重要性と 併せて係会にて周知し、預り金の管 理を速やかに行うよう徹底しました (令和元年12月10日、令和 2年 1月 23日及び同年 2月18日実施)。 (富田支所区民福祉課)
4(4)	生活保護に係る遺留金品の管理について で民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める遺留金品を保管することとなったときは、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、当該遺留金品の種類や数量などを処理と当該遺留金品を記入することとされている。行き場合には、預り金管理規程に基づき、預り金保管台帳に必要事項を記入し、統括管理者名義の預金口座に預け入れる、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	ア、エ 生活保護に係る遺留金品の管理については、区民福祉課職員が業務多忙により、預り金保管台帳への記入や遺留金品整理簿への記入及び出納責任者へ預金口座への保管を依頼することを失念したことが原因であることから、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程及び預り金管理規程の内容を、現金の取扱いの重要性と併せて係会にて周知し、遺留金品の管理を速やかに行うよう徹底しました。(令和元年12月10日、令和2年1月23日及び同年2月18日実施)(富田支所区民福祉課)
	入れることとされている。 遺留金品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 預り金保管台帳への記入が行われず、統括管理者名義の預金口座への預け入れ等をすることなく、現金で保管されていたもの(富田支所区民福祉課)	イ 現場確認をしたのち、現場確認書 の作成をしたものの、事務取扱者と 出納取扱者との連携が不十分であっ たため、遺留金品整理簿、預り金保 管台帳への記載が速やかにされなか ったことが原因でありましたが、監 査指摘後、令和元年 9月開催の係会 議で預り金の管理についての取扱い

番号 指摘事項(監査結果)	措置状況
	担巨伙化
(昭和区民生子ども課、富田支所区民福祉課) 生活保護法第76条による遺留金品取扱規程に基づき、遺留金品の管理を適正に行われたい。	を限している。 を大力では、監査指摘以降やか遺のという。 を大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		につき、確認を行うとともに、規程 を遵守するよう周知徹底を図りました。 (昭和区民生子ども課)
4(6)	老人福祉施設の入所者に係る遺留金品の管理について 区福祉課では、表情では、表情では、表情では、表情では、表情では、表情では、表情では、表情	ア 遺留金品整理簿については、、
4(7)	敬老パスの管理について 区福祉課及び支所区民福祉課では、 敬老パスの交付を受けた者から当該敬 老パスの返還があったときは、名古屋 市敬老パス事務取扱要綱に基づき、敬 老パス管理簿に記入して管理すること	敬老パス管理簿については、その記入を失念していたことから、監査ご指摘後、敬老パスの返還があった時は「名古屋市敬老パス事務取扱要綱」に基づきその都度当該管理簿に記入し、所属長が確認するようにしています。

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	とされている。 敬老パスの管理状況を調査したところ、南陽支所区民福祉課において、敬 老パス管理簿の作成がなされていなかった。 名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基 づき、敬老パスの管理を適正に行われ たい。 (南陽支所区民福祉課)	(南陽支所区民福祉課)
4(8)	手提げ金庫内に保管されていた現金の管理について 各課室で管理している手提げ金庫の内容物を調査したところ、以外が見受けられた。 ア中村区民生子がら資資金の体ののでは、で受力があるが、ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ア 本件は、当該現金についたでは、当該現のでは、当該現のでは、当該現のでは、当該現のでは、当該現のでは、当該現のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当びのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

# 令和 2年監査報告第 1号関係分(令和 2年 2月18日報告)

子ども青少年局 玉野川学園

		(节和 2中 0月31日郊江77八亿)
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1	備品の管理について 名古屋前規則によると、いて録えると、いて録えていると、いて録えていると、いて録えているといて録えている。 日本は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	では、 では、 に備というでは、 にのががのでは、 のでは
2(1)	預り金の管理について 玉野川学園では、入所児童の所有する現金、預金通帳、印鑑等(以下「預り金等」という。)を、入所児童又は保護者の依頼に基づき、出納及び管理している。 名古屋市玉野川学園入所児童預り金等管理要綱(以下「預り金等管理要綱(以下「預り金等管理要綱」という。)によれば、本市から入所児童に生活訓練費として支給する現	小遣い帳に計算誤りが散見されたことについては、児童が出納の記録を記載する際に生活指導の職員による指導が行き届かなかったこと及び管理責任者である園長までの点検を受けていなかったことが原因と考えられることから、生活指導の職員、副園長、園長による確認欄を設けるなど小遣い帳の様式を改めるとともに、記載内容について誤りがないよう確認しています。

		I
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	金務すでに出人 1帳と務局れ こ関しり、修の海れ等とに出しているとののよう。は要認定のは、担庫力ととののののでは、担庫力とののののでは、担庫力とののののでは、担庫力とののののでは、担庫力とののののでは、担庫のののののでは、担庫のののののでは、担庫のののののでは、担庫のののののでは、担庫ののののでは、担連をののののでは、担連をののでは、担訴を主要をでは、ののでは、担訴を主要をでは、ののでは、と、ののでは、、、、、、、、、、	研修旅行用の小遣いについては、児童用の「研修旅行のしおり」の一部に小遣い帳のページを設け、生活指することとしておりましたが、指導が行き届かず、しおりの小遣い帳のページに記載をしていない、しおりに記載をしていない、しおりに記載をしていない、しおりに記載をしてしまった等のため、小遣いを破棄してしまった等のため、かったとめ、おきられます。 研修旅行等の行事用の小遣いについて、これまで統一した小遣い帳の様式を定めていなかったため、新たに様式を定め、職員による確認を徹底するなど改善を実施しました。
2(2)	金庫内に保管されていた現金の管理について 事務室で管理している金庫の内容物について調査したところ、以下の事例が見受けられた。 ア 平成28年度に、既に使われていない寮の清掃を行った際に発見された、7,924円が、処理されないまま金庫で保管されていた。 イ 平成25年度に、全国の児童自立支援施設で構成される協議会で実施で保管される協議会で実施でよりで表別では、当該協議会の事務に従事なり、当該協議会の事務に従事なり、必要されていた。	ア 発見当時、施設内で調査を行職を をころ、かつて住み込んでいたではないかとの持ち物(私金)ではないかれとかけましたが、なが閉鎖があるれましたが、ないたとずであるかは確認できずっても物であるかはできないであるかなの所有者が確認の守山ました。 この現金の所有者が確認の守山による、発見してが、所管の守いますが、所管を行いますが、所管を行いた。 と国児童自立支援施設協議認いた。 イ 全国児童自立を援施設協議認いた。

ところ、平成25年度当時の取り扱い

金の残金 2,760円が、処理されない まま金庫で保管されていた。

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	これらの現金については、適正に処理されたい。	は不明だが、現在では、年度当初に 事業にかかる経費の概算を支給し、 事業終了後に精算するとのことでした。 このため、全児協と協議し、現在 の取り扱いの考え方にのっとり、全 児協に返還を行いました。 その後、処理されないまま保管 されている現金がないか、毎月金 庫を確認することとし、再発防止 を図りました。

# 令和 2年監査報告第 2号関係分(令和 2年 5月14日報告)

上下水道局

		(宣和 2年 8月31日現住の状況)
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1 P	<b>営業所における上下水道料金の債権</b> <b>世について</b> 本債権管理について 大下水道料金の債権管理について 大下水道料金の債権管理について 大下水道時程度が、 大下水道時程度が、 大下水道時程度が、 大下ののでは、 大下ののでは、 大下ののでは、 大下ののでは、 大下ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ア(ア) 本件は、 大きな で 大きな で で で で で で で と い に で さ で で で で で で で で で で で で で で で で で
	水停止対象者」という。)への今後の 対応方針を検討する給水停止ミーティングを定例的に開催している。徴収担 当職員は、氏名や滞納額のほか、電話 督促日等の督促状況等を記載した給水 停止対象者のリスト(以下「給水停止 予定者リスト」という。)を作成し、 給水停止ミーティング参加者に配布す ることとしている。 ア 未納管理カード及び給水停止予定 者リストへの記載について	ア(イ) 本件は、給水停止予定者リストに記載が必要としていた項目が、営業所で給水停止に際し必要としている情報と必ずしも一致しておらず、また、給水停止ミーティング時に口頭で報告し情報共有していたことから、必要な項目が未記入となっていたものです。給水停止予定者リストに記載すべき必須項目を再検討し、「支払約束の有無(最終約束日)」、「約束期

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	未納にいる。 (ア) 本をします。 本のというな事がでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででででは、 でででででは、 でででででででででで	限」、「現地督促」とし、「その他停水に係る必要事項」については個別に記載するよう未納管理ハンドブックを改正し、記載するよう、本庁所管課より各営業所に周知(令和2年4月以降の給水停止ミーティングにおいて、給水停止予定者リストの記載状況を出席者が確認しています。 (北営業所、中村営業所、港営業所)
1 1	イ 給水停止対象者への対応方針に関する検討について 中営業所では、給水停止ミーティングで給水停止の判断を一旦保留した特定の給水停止対象者について、その後の給水停止ミーティングで的機力を高齢水停止予定者リストから機続的に除外し、対応方針に関する給水停止予定者リストには、対応を行っていない事例が見受けられた。給水停止予定者リストには、給水停止対象者を漏れなく記載し、対応方針に関する検討を確実に行われたい。 (中営業所)	本件は、給水停止の保留を継続すると判断したお客さまについて、リストから除外していたものです。令和2年1月以降の給水停止ミーティングにおいて、未納の給水停止対象者を漏れなく対応方針の検討対象としました。さらに、個別事情の如何に関わらず、トアップし、給水停止ミーティングにで対応方針に関する検討、情報共有及び表を確実に行い、組織として債権管理ができるよう未納管理ハンドブッを改正し周知を行いました。(令和2年

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	また、ハンドブックの作成を所管する料金課においては、今回の指摘を踏まえ、給水停止の判断を保留した給水停止対象者の取扱いについて、ハンドブックに記載されたい。(料金課)	4月 1日実施) (中営業所、料金課)
2(1)	局用自いて 高精について 高大に係る 実施等に係る 実施等に係る 実施等に係る 実施を 事本が 高大に係る 実に係る 実に係る 実に係る 実に係る 実に係る 実に係る 実に係る 実に係る 実に係る 実にののでで、 大に、 でいてののでで、 でいてのですりののでで、 でいてのですりののででですらいでは、 をおりののででですらいでは、 なな約等にはとして、 なながは要はできた者には、 なながのでする。 とはででいる でいてのをいた。 をとるでは、 をでいてのないでは、 をでいてがられた。 をでいてがられた。 をでいてがられた。 をでいてがられた。 をでいてがられた。 をでいてがられた。 をでいてがられた。 をでいて、 なながのででする。 とも者いの性合いでが、 をでが、 ないなに、 をでが、 はでがが、 はでがが、 はでが、 はでが、 はでが、 はでが、 はでが、 はでが、 はでが、 はでが、 はでが、 はでがが、 はでが、 はでがが、 はでがが、 はでがが、 はでがが、 はでがが、 はでががが、 はでがが、 はでがが、 はでがが、 はでがががががががががががががががががががががががががががががががががががが	ご指摘を受け、局用自動車の法定組 機についると、通知を見い、個別で通去の所長の 一で通知の所長のとなりをはいた。 一ので通知にしました。 一ので通知にしました。 一ので通知にはなりのででである。 一のでではないででである。 一のでではないでである。 一のでではないでである。 一のではないでである。 一のではないでである。 一のではないでである。 一のではないではないでは、では、一ででは、一でである。 一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一でででは、一ででは、一でででである。 一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	考えられることから、経理課においては、見積書に代わる書類に予定価格を明示するよう通知を改正されたい。 (経理課)	
2(2)	工事現場において 道路について 道路について 道路について 道路における工事 用標識の設置における工事 開本さいでは、一部であるとのでは、一部であるとのでは、は、一部であるとのでは、は、一部であるとのである。 では、一部であるとのでは、は、一部である。 では、一部であるとのでは、は、一部である。 では、一部であるとのでは、は、一部である。 では、一部では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部である。 では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	本件は、一部の職員及び請負工事業者が工事用標識の設置状況等(以下「保安設備」という。)の写真撮影及び「保安設備」という。)の添付の順守に関して、とから、令の写真撮影及び「関係では関係では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
3(1)	行政文書の廃棄決定について 名古屋市情報あんしん条例施行細則 等では、保存期間が満了した行政文書	文書の廃棄処理に関しては、総務局 が作成したマニュアルを添付して、毎 年度、調査課より局内に依頼文書を発

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	していましたが、行政文書の廃棄決定に係る決裁の原因です。 今回の指摘を受け、直近二年度の決裁手続が徹底。 今回の指摘を受け、直近二年度の決裁手続がです。 高近二年度の決裁手続いて行われて年12月に今か成立。 を完けた。 また、令和2年7月9日に令かり、また、令和2年有するにあたいいました。 また、令和2年有月3日及び14日にからに、令がはでは、一次での指摘ででででは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では
3(2)	職員の出張命令手続について 本市では、名古屋市旅費条例施行規 則及び在勤地内等旅費規則に基づき、 職員の出張は、出張命令権者の発する 出張命令によって行われなければなら ないとされている。また、出張命令権 者は、出張命令簿に当該出張に関する	本件の原因は、営業所や管路センターを始めとする出先公所において日常的に行っている、上下水道料金の督促や工事パトロールなど、お客さまの元や工事現場などに局用車等で外出する業務にあたり、規則等で定められた出張命令手続をとる必要があったとこ

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	事項を記載し、によって、	ろ、他の文書等での業務のよいとなどのよいとなどのよいにことなどのよいにことの書籍である。 一次であることなどののよいにことでいる目標をでいる目標をでいる目標をでいる。 一次である。 一次では、 一がでは、
3(3)	公印使用時の許可手続について 名古屋市上下水道局公印規程では、 公印の名称、用途、管守者等を定めて、 公印の名称、用途、管守者等を定めて、 公印使用認可簿に使用日、件名、公印使用数、起案者名等の必要事項を記載 し、これと原議及び施行すべきのまさ 提出して管守者の承認を得たのいる。 営業所における公印使用認可簿を確 認したところ、公印使用認可簿を確 認したところ、公印使用認可等に である出納員必要事 項を記載し、管守者の承認を得るしていた。 公印は、公務上作成された文書に関 し、当該文書の真正な作成を認証する ことを目的とするものであることか	本件は、手書き領収書及び端末領収書への出納員印の押印にあたり、公印規程に則った事務が行われていなかったもので、公印管理についての認識が不十分であったことが原因でした。領収書は出納員印の押印がなく4月1日より名古屋市上下水道局公印規程を改ら、今和2年4月1日より名古屋市上下水道局公印規程をであるとともに、手書き領収書をであるとともに、手書き領収書とするとともに、手書き領収書とするとともに、当時の使用を不要とするとともにより、公印使用時の使用手続きについても不要となりました。(千種営業所、北営業所、中村営業所、中村営業所、場営業所、瑞穂営業所、湯営業所、緑営業所、

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	ら、その使用にあたっては、厳正確実に行わなければならない。千種、北、中村、中、瑞穂、港及び緑営業所においては、公印を使用する際の適正な申請及び承認を確実に行われたい。 (千種営業所、北営業所、中村営業所、中村営業所、場営業所、港営業所、緑営業所)	

# 令和 2年監査報告第 2号関係分 (令和 2年 5月14日報告)

市民経済局・区役所・財政局

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1(1)	住民票の写し等の偽造防止用紙の管理について 市民課現金収納事務を目に対して、 市民課用という。 市民課用に対して、 市民課用に対して、 での写し、は、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、のの	(監査期間中に措置済)
	ウ 汚損等により使用できなくなった 用紙について、業務時間内におい て施錠可能な場所に保管されてい なかったもの (東区市民課、瑞穂区市民課) 東区、瑞穂区及び天白区市民課にお いては、定めに従い、用紙の厳格な管 理を徹底されたい。	

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	なお、監査期間中に定めに従った管理に改められ、必要な措置が講じられた。	
1(2)	区役所講堂の使用料の徴収事務について て 区役所講堂の使用料については、区 役所講堂及び区役所支所講堂使用規則 (以下「使用規則」という。)に定められている。 区役所講堂に係る使用料の徴収事務 を調査したところ、天白区総務課において、附属設備である照明装置の使用料を誤って減額したことにより、本来よりも低い金額で徴収している事例が、平成28年度以降複数見受けられた。 天白区総務課においては、使用規則に従って使用料を徴収されたい。 (天白区総務課)	本件は、附属設備である照明装置の 使用料の取扱いに関する理解不足が原 因であったため、ご指摘後直ちに正し い取扱いを係内で周知徹底し、使用規 則に従って使用料を徴収するよう改め ました。 (天白区総務課)
2(1) ア	コミュニティセンターの指定管理について 本市では、名古屋市コミュニティを対した。 本ター条例に表ででは、名がまでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	本件は、カラットでは、カラットでは、カラットでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにででは、カーにでは、カーにででは、カーにででは、カーにででは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーにでは、カーに、カーに、カーに、カーに、カーに、カーに、カーに、カーに、カーに、カーに

番号 2(1)1

### 指摘事項 (監査結果)

措置状況

コミュニティセンターの利用状況を 調査したところ、東区及び天白区において、営利行為に該当する英会話教室 や書道教室等が開催されている事例が 見受けられた。

営利行為の禁止については、平成27 年 5月15日に結果を公表した市民経済 局の監査において、把握した営利行為 事例について注意喚起を徹底されたい との指摘をしたところであるが、今回 見受けられた事例の一部は、当時の監 査で判明したのと同じ教室であった。 地域振興課においては、コミュニティ センターの適正な利用のため、他にも 営利行為が行われていないか調査を実 施するとともに、各区地域力推進室と 情報共有を積極的に行うなど、実効性 のある再発防止策を講じられたい。

しられたい。 (地域振興課) ました。さらに、コミュニティセンター受付に営利行為禁止についての掲示を行い、利用者にも周知を図っております

加えて、利用申込書に、禁止事項を 確認し該当しない旨のチェック欄を設 けることで、今回のような事例の再発 防止に努めます。 (地域振興課)

## イ 事業報告書の点検事務及び指定管 理料の精算事務について

名古屋市コミュニティセンター条例施行細則等によれば、指定管理者は年度終了後、管理経費等の収支状況を記載した事業報告書を提出することとされており、区地域力推進室において点検後、地域振興課においても写しの点検が行われている。

自動販売機を設置しているコミュニティセンターについては、その売上手数料は指定管理者の収入となり、また、設置料は本市への支出となるため、事業報告書にはその金額を記載する必要がある。

また、指定管理料については、名古 屋市コミュニティセンター条例施行細 則等に基づき、概算払により支払うも のとされており、年度終了後、区地域 力推進室へ領収書等の写しを添付した 精算報告書を提出することとされてい る。なお、指定管理料から支出可能な 経費については、毎年度締結する年度 協定書等に定められている。

平成30年度の事業報告書の点検事務

(ア) 本件は、事業報告書を他の書類等 と突合せず、事実確認を怠っていた ことが原因と考えております。

事業報告書の記載誤りについて、 自動販売機の有無や台数については 行政財産使用許可申請書等の設置状 況を確認できる各種書類と突合を行 うなどし、チェック体制の強化を図 ることとしました。(地域振興課)

本件は、事業報告書の記載方法についての理解不足が原因でした。

ご指摘後、令和2年1月17日の係会において指摘事項について職員間で周知徹底するとともに、令和2年2月3日の天白区区政協力委員協議会において指定管理者に対し改めてすべての収支を計上するよう周知しました。

また、職員が事業報告書を点検する際、指定管理者から提出されている使用許可等の関係書類と照合しながら行うこととしました。

(天白区地域力推進室)

番号

指摘事項(監査結果)

措置状況

並びに東区、瑞穂区及び天白区地域力 推進室における指定管理料の精算事務 を調査したところ、以下のような事例 が見受けられた。

(ア) 事業報告書に自動販売機に係る収入や支出が記載されていなかった もの

(地域振興課、天白区地域力推進室)

(イ) 指定管理料から支出できない経費 である菓子代や清掃等謝礼金を、 指定管理料から支出していたもの (東区地域力推進室、 瑞穂区地域力推進室、 天白区地域力推進室)

事業報告書の記載誤りについては、 地域振興課及び区地域力推進室において自動販売機設置の使用許可書又は貸 付契約書の写し等と突合を行うなどす れば、容易に発見可能であったもので ある。地域振興課及び天白区地域力推 進室においては、提出された事業報告 書について、点検を十分に行われた い。

また、コミュニティセンターの指定 管理料の精算事務については、平成25 年 5月16日に結果を公表した市民経済 局の監査においても他区に対し、同様 の指摘を行っているところである。東 区、瑞穂区及び天白区地域力推進室に おいては、提出された精算報告書の確 認にあたり、領収書等の写しの確認を 確実に行われたい。

地域振興課においては、他区におい ても同様の事例が生じていないか確認 するとともに、全市的な再発防止の取 組みを検討されたい。(地域振興課) (イ)本件は、指定管理料からの支出について、指定管理者への周知不足が原因と考えられます。指定管理料の執行基準については、年度協定書の裏面に添付し、毎年指定管理者へお渡ししておりますが、各区地域力推進室から指定管理者に対する詳細な説明、周知徹底が必要と考えました。

そのため、令和 2年 1月15日開催のコミュニティセンター事務担当者会において、指定管理料から支出可能なもの、支出できないものの具体例を示した基準をもとに、執行基準の考え方について再度周知を行い、再発防止の注意喚起を行いました。

なお、この担当者会において、各 区に対して再確認を求めましたが、 その結果として同様の事例は発生し ておりませんでした。

(地域振興課)

本件は、指定管理料の執行基準についての理解が不十分であったことが原因でした。

区においては、担当者のみで行われていたチェックを今年度から複数の職員の目によるチェック体制に強化し支出誤りの再発防止を図ることを令和2年5月21日の係内会議において周知し、令和元年度分の精算報告書等について複数人でチェックを行いました。

また、令和2年1月20日に開催したコミュニティ交流会において、各学区の会計担当者に対し、指定管理料の適正な支出について具体例を示して周知しました。

(東区地域力推進室)

本件は、指定管理料の執行基準についての理解が不十分であったことが原因でした。

監査指摘後には職員研修を実施し、執行基準の内容や過去の監査に おける指摘事項等を確認しました。

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		また、大きないのでは、 を では、 を では、 で では、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
2(2)	補助金の精算事務について 本市では、学区区政協力委員会及び 学区政協力委員会及り 学区区政協力委員会及り 学区では、学区の以下「交付対して 会会等では、 会等でのでは、 会等でのでは、 会等でのでは、 会でを 会立を 会立を 会立を 会立を 会立を 。 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ア 本件は、補助対象経費についての 理解が不十分であったこと及び事業 報告書の内容確認が不十分であったことが原因でした。 職員に対しては、要綱及び手引き を使用し、事業に割離に記載の対日とまり、令和2年5月21日ととするよいでの事業報告書るとに、守会議においての事業報告に努めての事業を行い、有い、有い、有い、有い、有い、有い、有い、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、有い、方に、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、

番号

指摘事項 (監査結果)

措置状況

で確認すべきことなどが示されている。

平成30年度の補助金の精算に係る事務を調査したところ、不適切な事例が 以下のように見受けられた。

ア 補助対象とならない経費を補助対象経費として認めていたもの (東区地域力推進室、 天白区地域力推進室)

イ 実績報告書の添付書類等に不備が あったもの

> (東区地域力推進室、 瑞穂区地域力推進室、 天白区地域力推進室)

ウ 無償であるはずのものを補助対象 経費として認めていたもの

地域団体が学校施設を使用する場合はその使用料は無償となるが、補助対象経費の証拠書類として、小学校特別活動室使用料に係る支出の領収書が含まれていた。事情を調査したところ、地域団体が特別活動室の使用に係る経費相当として自発的に支払った金銭に対し、該当の小学校教員から特別活動室使用料を名目とする領収書が発行され、証拠書類として提出されていたとのことであった。 (瑞穂区地域力推進室)

補助金の精算事務については、平成25年5月16日及び平成27年5月15日に結果を公表した市民経済局の監査においても他区に対し、同様の指摘を行っているところである。東区、瑞穂区及び天白区地域力推進室においては、補助金の精算にあたり交付対象団体から提出された実績報告書等の確認を確実に行い、補助金の精算事務を適正に行われたい。

理解が不十分であったこと及び事業 報告書の内容確認が不十分であった ことが原因でした。

ご指摘後、令和 2年 1月17日の係会において指摘事項について職員間で周知徹底するとともに、申請者向け手引き等を基にした説明資料を今回の指摘事項を踏まえた内容に修正し、令和 2年 2月に各学区へ事前説明を行いました。

また、職員が事業報告書等の点検を行う際の見落としを防ぐためチェックリストを作成し、ダブルチェックの際に使用することとしました。 (天白区地域力推進室)

イ 本件は、実績報告書の添付書類に ついての確認が不十分であったこと が原因でした。

職員に対しては、要綱及び手引きを使用し、指摘事項について、令和2年5月21日の係内会議において周知するとともに、令和元年度分の事業報告書等については、複数の職員の目によるチェックを行い、再発防止に努めました。

また、令和2年度につきましては、各学区ごとに、個別に補助金対象経費について手引きに基づき説明を行い、今後の再発防止を図りました。 (東区地域力推進室)

本件は、職員向けの手引きについての理解が不十分であったこと及び複数職員による確認が不十分であったことが原因でした。

監査指摘後には職員研修を実施し、手引きの内容や過去の監査における指摘事項等の確認を行いました。

今後も、担当者変更の際などに事 務引継ぎを確実に行い、手引きにつ いての研修を毎年度行うとともに、 複数職員による確認を徹底するなど して再発防止に努めます。

(瑞穂区地域力推進室)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		本件は、実績報告書の添付書類についての確認が不十分であったことが原因でした。 ご指摘後、令和 2年 1月17日の係会において指摘事項について職員間で周知徹底するともに、申請者向け手引き等を基にした説明資料を今回の指摘事項を踏まえた内容に修正し、令和 2年 2月に各学区へ事前説明を行いました。 また、職員が事業報告書等の点検を行う際の見落としを防ぐためチェックリストを作成し、ダブルチェックの際に使用することとしました。 (天白区地域力推進室)
		ウ 本件は、当該制度を担当者が把握していなかったこと及び複数職員による確認が不十分であったことが原因でした。 監査指摘後には、制度の内容について職員全員に周知をしました。 今後は、担当者変更の際などに事務引継ぎを確実に行い、手引きについての研修を毎年度行うとともに、複数職員による確認を徹底するなどして再発防止に努めます。 (瑞穂区地域力推進室)
2(3)	所得税等の源泉徴収事務について 所得税法(昭和40年法律第33号)等 によれば、給与や報酬等の所得の支払 をする者は、その支払の際、支払金額 に応じた所得税及び復興特別所得税 (以下「所得税等」という。)を徴収 し、国に納めなければならないとされ ている。また、所得税法において、 泉徴収の対象となる所得の範囲は、そ の所得の支払を受ける者の区分に応じて で定められている。 所得税等の源泉徴収事務を調査した ところ、市民活動推進センターにおいて、 委託料で個人に支払ったデザイン の報酬等について、源泉徴収を行う必	本件は、委託料・役務費等を個人事業主に支払う際の源泉徴収の必要性に関して、職員の認識が不足していたことに起因することから、直ちに関係法令について所属内で周知を行い、今後の再発防止を図りました。 以降の委託料については、適切に源泉徴収を行っております。 (市民活動推進センター)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	要があると認識していなかったため、 源泉徴収を行っていない事例が見受けられた。 市民活動推進センターにおいては、 関係法令を正しく理解し、確実に源泉 徴収事務を行われたい。 (市民活動推進センター)	
3	公有財産の管理について 公有財産については、地方財政法 (昭和23年法律第 109号)等により、 常に良好の状態において管理すること とされている。 市内に 6箇所ある公設市場のうち、 平成30年10月末より休業中の牧野公設市場について調査したところ、ひどい油汚れなどが付着した状態が見受けられた。また、施錠されていない部屋があった。 地域商業課においては、清掃の実施や施錠の徹底など、財産の適切な管理を行われたい。 (地域商業課)	施設の管理上、清掃が不十分であるとの認識はありましたが、当面利用の予定がなく未対応であったことから、令和2年5月に清掃を実施しました。施錠については、当課の最終確認が不十分だったことから発生したものが、ご指摘後、速やかに施設全体の施錠を再確認し、係会で周知するとともに、設備点検等で施設を開錠した際は使用後に施錠確認することを徹底しました。 (地域商業課)
4(1) P	パソコンにおける個人情報管理について 名古屋市個人情報保護条例におい情報保護条例におけ情報保護なったがは人情報ないである。ととされている。 アのは消去することとされている。 アの人情報を含む電子メールの管理し、アの大情報を含むであり、のがはよりのであり、であり、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	(監査期間中に措置済)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	市民活動推進センター及びなごや人権啓発センターにおいては、市民等の個人情報を含む電子メールの管理にあたり、保存が不要なものについては速やかに消去されたい。 (市民活動推進センター、なごや人権啓発センター)なお、監査期間中に保存が不要な電子メールの消去が行われ、必要な措置が講じられた。	
4(1)	イ インターネット検索に係る情報管理について 市民活動推進センターでは、市スアンターネットによるボランテンをでは、市スアンを動の情報収集等に活別ソコンを設置したがある。 このパソコンの管理状況を調査したったを使用スペースが発素を関連するが、できるが、利用したない利用が行われたのでではいるのではいるのでではいるが見受けられた。 世界のではないの検索をできるないのでは、アコンのでは、アコンのが見受けられた。 「市民活動推進センターにおいては、アコンの検索を関係ができるができないができないができないがであれたが、できる対策を実施されたい。(市民活動推進センター)	本件は、一般共用パソコンについて、検索履歴が削除されない設定になっており、また、利用者に対して利用の際の注意喚起をしていなかったことに起因することから、直ちに閲覧終了時に閲覧記録を自動で削除する設定を行うとともに、閲覧用パソコンへのアカウント情報の入力について注意喚起する文書を掲示しました。 (市民活動推進センター)
4(2)	市公式ウェブサイト上で公開されている外部リンクの確認について 本市ではインターネットを通じて行う情報サービスの中心として、名古屋市公式ウェブサイト」という。)を運営したエブサイト」という。かては、名古屋ウェブサイトが高いては、名古屋である。 また、市公式ウェブサイトから他のカェブサイトへのリンク(以下「外部ウェブサイト」という。)を設定する場合は、「名古屋市公式ウェブサイトから	本件は、市公式ウェブサイトのリンク先に関して、定期的な確認を行っていなかったことに起因することから、関係規定について、直ちに所属内で周知を行いました。 また、指摘後すぐに、市民活動推進センターが管理する市公式ウェブサイト全てのリンクの点検を行い、不適切なものについては、修正・削除を行いなものについては、修正・削除を行いました。 今後も、情報セキュリティ監査のセルフチェックなどの機会を通じ、外部リンク先の定期的なチェックを行って

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	のにったいというでは、大着ななり世響正、外れ底された。 は、されば、となり、およいで、中で、大き、は、とないで、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、な	まいります。 (市民活動推進センター)
4(3)	特定個人情報の管理について 名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされている。 これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に	(監査期間中に措置済)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	関する定め(以下「情報に関する定め」という。)を各課室公所長が定めている。西文化センター及び中文化センターにおける情報の利用又は提供にあたっては、特定個人情報の取扱状況記録によりなければならないこととれている。特定個人情報の管理状況についておいる。特定個人情報を取り扱っていおいましたところ、年取り扱っていおいまが作成されていない事例が見受けられた。西文化センター及び中文化センターにおいては、本市の規定等ででは、かかり見受けられた。では、本本ででは、本市では、本本では、本本ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
4(4)	ソフトウェア資産管理について 本市では、り使用半額額 1,500万と本市では、り使用料事をしたことの一般では、の一般では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(監査期間中に措置済)

(東区総務課、東区市民課) なお、監査期間中に白帳の更新が行われるなど、必要な措置が講じられた。  4(5)  行政文書の管理について 本市では、会計事務の効率化等を目的として財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年3月より新たな財務会計総合システムが稼働している。 これに伴い改正された名古屋市会計規則等によれば、支出命令行為等の会計事務に関連する事務の意思決定を電子計算機に登録することにより、その内容を電子的に蓄積することとなっている。そのため、これまで支出命令者等には紙の請求書その他審査に必要な関係書類を送付していたが、スキャナー等により電子情報化した関係書類を送付することとされた。 そして、電子情報の保存期間が満了する日までの間、適正に保管し、又は保存しなければならないとされている。 関係書類の管理状況を調査したところ、瑞穂区企画経理室においては、名古屋市会計規則等に従い、保存期間が満了する日までの間、適正に保管し、又は保存しなければならないとされている。 関係書類の管理状況を調査したところ、瑞穂区企画経理室においては、名古屋市会計規則等に従い、保存期間が満了する日までの間、適正に行政文書の管理を行われたい。 「瑞穂区企画経理室においては、名古屋市会計規則等に従い、保存期間が満了する日までの間、適正に行政文書の管理を行われたい。 「瑞穂区企画経理室においては、名古屋市会計規則等に従い、保存期間が満了する日までの間、適正に行政文書の管理を行われたい。 「瑞穂区企画経理室においては、名古屋市会計規則等に従い、保存期間が満了する日までの間、適正に行政文書の管理を行われたい。	番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
本市では、会計事務の効率化等を目的として財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働している。 これに伴い改正された名古屋市会計規則等によれば、支出命令行為等の会計事務に関連する事務の意思決定を電子計算機に登録することとなっている。そのため、これまで支出命令者等には紙の請求書その他審査に必要な関係書類を送付していたが、スキャンを得は、当該電子情報の足を功力で表し、「職態区企画経理室)を持付することとされた。 そして、電子情報の元となる行政文書は、当該電子情報の保存期間が満了する日までの間、適正に保管し、又は保存しなければならないとされている。 関係書類の管理状況を調査したところ、瑞憩区企画経理室において、電子情報化して送付が必要である見積書について、スキャンを行った後に原本が所在不明となった事例が見受けられた。 瑞穂区企画経理室においては、名古屋市会計規則等に従い、保存期間が満了する日までの間、適正に行政文書の管理を行われたい。		なお、監査期間中に台帳の更新が行 われるなど、必要な措置が講じられ	
	4(5)	を再たい。 一大の新し、一大のでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のカステリのでは、 のかステリのでは、 のか、 のか、 のか、 のか、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	本について、速やかに保管の処理を行わなかったことが原因であるため、今回の指摘を踏まえ、財務会計総合システムによる処理の有無に関わらず、行政文書全般について速やかに保管場所に編てつし、保管期間が満了する日までの間、確実に管理するよう職員に徹底を図りました。

# 令和 2年監査報告第 2号関係分(令和 2年 5月14日報告)

観光文化交流局・区役所・財政局

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1(1)	財務会計総合システムの電子決裁について 本市では、財務会計総合システムの電子のでは、対象会計総合システムの電子ののでは、、対象会計総合システムの電子のののののでは、、対象のでは、対象ので	本件については、令和 2年 8月25日 に実施した局内の名課・る会議の担当場の 長及び経理担当者が集ま項に対する。 議事務のは、指すのは、 道域起を行りました。 また、とした会計を対した。 また、としたの内は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	今回の財務会計総合とよる事務の 第一年の財務会計総による事務の 電子決しいったのの では、 では、 でのの力には、 でのの力には、 でのの力には、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でのの一方ののは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのででででででででででででででででででででででで	
1(2)	所得税等の源泉徴収事務について 所得税法(昭和40年法律第33号)等 によれば、給与や報酬等の所得の支払金額 によれば、給与や報酬等の所得の支払金額に をする者は、その支払の際、支払金額に にいて、所得税等」という。)をといる。 は、当に納めなければ法にに にいる。また、所得税等」となる所得の をする者の区分にに にいる。するとなる所得の を受けるるの で定められている。 所得税等の表となる所得の で定められている。 所得税等の で支払を受ける。 で支払った不動産の鑑定に にいて、 の支払を要において、 で支払った不動産の をで支払った不動産であるで にいて、 で支払であるにもかかわらずとと にいて、 であるにもかかわらずとと にいて、 にいて、 にいて、 で支払であるにもかかわらずとと にいて、	本件については、取り交わした契約書の様態から支払相手の区分を誤認したことによって、源泉徴収が行われませんでした。 そのため、職員に対し、今後は誤認が発生しないよう、契約の際にははとにのいて、直近では令和2年8月27日の朝礼において声かけを実施しました。また、その際、指摘事項とその対応策を記載した資料を室内で共有することで、具体的な再発防止策の周知徹底を行いました。 (文化振興室)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	応じた適正な源泉徴収事務を行われたい。 (文化振興室)	
2	金券類等の管理について またい。 本数等の管理について よれば、類には出場では、類には、類には、類には、類には、類には、類には、類には、類には、類には、類に	(監査期間中に措置済)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
3	特定個人情報の管理について を関した。 を関した。 を関した。 を関した。 を関連についてののでは、は、情とという。 を関連には、は、情とという。 を関連には、は、情とという。 を関連には、は、情とという。 を関連には、は、情をという。 を関連には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(監査期間中に措置済)

# 令和 2年監査報告第 2号関係分(令和 2年 5月14日報告)

健康福祉局(総務課、職員課、監査課、障害福祉部、生活福祉部)・区役所・財政局 (令和 2年 8月31日現在の状況)

	T	(令和 2年 8月31日現任の状況)
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1(1)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本件については、事務手順の理解が不十分であり、事務を行ってにない。事務を行ってにないた。とが見ている。とが見にている。とが見にていいては、事務のでは、このいました。とのでは、は、ないのは、は、ないのは、は、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ない
1(2)	福祉電話利用者負担分の債権管理について いて 本市の債権管理については、名古屋 市債権管理条例、債権管理・回収の手 引き等(以下「債権管理条例等」とい う。)で取扱いを定めている。債権管 理条例等では、債権について、履行期 限が経過しているにもかかわらず債務	本件は、債権管理条例等に基づく債権管理が正しく理解できていなかったことが原因であることから、当該事例について朝礼で周知し、適切な債権管理について担当者間で改めて確認を行いました。また、本件に係る未調定部分の調定を行い、督促状を送付するとともに、債務者の状況を確認し納付交

	Helder (Pladeling)	III.m th >=
畨号 	指摘事項(監査結果)	1111 \$ 12 2
番号	指摘事項(監査結果) が履行によりないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	措置状況 渉を行いました。今後も適切な債権管理を行ってまいります。 (中村区福祉課)
	行われたい。 (中村区福祉課)	
1(3)	生活保護費に係る債権の管理について 生活保護費に係る債権については、 債権管理条例等により取扱いが定めら	本件については、不納欠損処分すべ き債権の把握が不十分であったことが 原因であることから、適正な債権管理

# 番号 2(1)

指摘事項(監査結果)

措置状況

れている。生活保護費に係る債権は公債権であり、債務者による時効の援用を要せず、時効により債権は5年で消滅する。また、発生した債権について納付がされないときは、督促や催告などにより債権の回収に努めるが、やむを得ず時効期間が満了した場合、不納欠損処分を行うこととされている。

生活保護費に係る債権の管理状況を 調査したところ、中川区民生子ども 課、緑区民生子ども課及び徳重支所区 民福祉課において平成30年度末までに 時効期間の満了により消滅した債権に ついて、不納欠損処分が行われていな い事例が見受けられた。また、徳重支 所区民福祉課においては、時効期間が 満了していないものと誤認し、既に消 滅した債権について督促状を発付して いる事例が見受けられた。

債権管理条例等に基づき債権管理を 適正に行い、やむを得ず時効期間が満 了し、消滅した債権については、適正 に不納欠損処分を行われたい。

> (中川区民生子ども課、 緑区民生子ども課、 徳重支所区民福祉課)

について担当職員に周知徹底し、事務 処理方法を確認しました。

なお、本件に係る時効期間の満了により消滅した債権については中川区民生子ども課においては令和2年4月7日に、緑区民生子ども課においては令和2年3月23日に不納欠損処分を行いました。 (中川区民生子ども課、

緑区民生子ども課)

本件については、時効の進行に対する認識を誤り、不納欠損処分すべき債権を見落としていたことが原因であることから、適正な債権管理について「債権管理・回収の手引き」等を活用し、担当者全員に周知徹底(令和2年2月20日実施)することで、今後の再発防止を図りました。

なお、本件に係る時効期間の満了により消滅した債権については令和2年2月28日に不納欠損処分を行いました。 (徳重支所区民福祉課)

### 2(1) 特殊勤務手当の支給事務について

職員の給与に関する条例及び特殊勤務手当規則等により、区民生子ども課及び支所区民福祉課(以下「区民生子ども課等」という。)において、生活保護に関する業務に従事した場合、特殊勤務手当のうち福祉業務手当を日額で支給し、従事時間が1日において3時間50分未満であるときは、日額に2分の1を乗じた額を支給することとされている。

各区民生子ども課等における福祉業務手当の支給状況について調査したところ、支給事務担当者の入力誤りにより、出張や休暇により該当業務に全く従事していない日に支給されている事例や、従事時間が3時間50分未満である日について、日額に2分の1を乗じ

本件は、特殊勤務手当の支給事務について、対象となる業務及び時間の認識誤り及びチェックが不十分であったことが原因であることから、職員に対し周知を行うとともに誤支給を防ぐために、各所属において、出勤簿、出張命令簿及び休暇簿等との照合の徹底や、係長及び主査によるチェック等を行うようにしました。

なお、誤って支給していた事例については、全件戻入処理をしました。

(中村区民生子ども課、 中区民生子ども課、 中川区民生子ども課、 富田支所区民福祉課、 南区民生子ども課)

今回の指摘を踏まえ、令和2年4月

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	ることなく支給している事例が一部見受けられた。 毎月の支給状況を確認の上、誤って支給されていた事例について戻入手続を行われたい。また、今後支給誤りが発生しないよう福祉業務手当の適正な支給事務を徹底されたい。 (中村区民生子ども課、中区民生子ども課、中区民生子ども課、富田支所区民福祉課、南区民生子ども課) 保護課においては、同様の事例が発生しないよう、今回の監査対象外の区民生子ども課等に対し当該事例について周知を行われたい。 (保護課)	に監査対象外の区民生子ども課等に対し、今回の指摘内容の周知を行いました。 (保護課)
2(2)	被保護者がて 表情 で と で で と で で と で で で で で で で で で で で	本件は、相続人の調査、預貯金があった場合の金融機関での手続や関係機関での手続やなかがに行動を変更をあり、一点を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	いかねない。 緑区民生子ども課においては、遺留 金品の確定を速やかに行い、支払事務 が遅延することがないよう徹底された い。 (緑区民生子ども課)	
3	緊急では、 一でいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるとは、 ででいるでで、 ででいるでで、 ででいるでで、 でででででででででででででででででででででででででででででででででで	本件は、利用が予定日数より早く終 了したことを把握した場合、不要な宿 泊料が発生しないよう、利用を依頼した区が発生しないに簡易宿所及で中村さきと 会福祉事務所にその旨を連絡が徹底されいらい。 会福祉のようにの事務を発出するとともに、保護保護の、周知の表別では、 のは、一つでは、日本のは、 のは、一つでは、 のは、一つでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
4	原動機性子どについて ですいて ですなるる。動性というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(監査期間中に措置済)
5(1)	市外転出者からの福祉特別乗車券の返還に係る事務について 本市では、名古屋市障害者福祉特別乗車券交付要綱等に基づき、本市に住所を有し、身体障害者手帳等の交付を受けた者で障害の程度が一定の級に該当する者等に対して、福祉特別乗車券(以下「乗車券」という。 )を交付している。現在発行している乗車券の有効期限は、平成28年11月のICカー	本件は、事業所管課である障害企画 課が福祉特別乗車券の資格喪失者に対 する廃止処理手順についてマニュアル 等で明示していなかったことが原因で あったことから、令和2年3月6日付 け事務連絡で資格喪失者の乗車券廃止 処理を依頼した上で、令和2年4月1 日付けで名古屋市障害者福祉特別乗車 券交付要綱の改正を行い、資格喪失者 の乗車券について廃止処理を行う旨を

	T	T
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	ド化から 5年となっており、令和 3年	明確に規定するとともに、事務マニュ
	10月末まで市営交通機関等を無料乗車	アルにも資格喪失者の廃止処理に係る
	することができる。	事務手順を記載しました。
	乗車券の交付を受けた者が、市外転	(障害企画課)
	出などにより資格を喪失した場合は、	Letter and Article and and
	速やかに乗車券を返還しなければなら	本件については、令和 2年 3月 6日
	ないとされている。	付け事務連絡に基づき、資格喪失後も
	各区役所における乗車券の返還に係る事務を調査したところ、市外転出者	使用可能となっている乗車券について
	る事務を調査したところ、川外転出有   に対する乗車券の返還の文書通知や職	廃止処理及び返還勧奨を行いました。   (中村区福祉課、
	権による乗車券の廃止処理を行う区が	中区福祉課、瑞穂区福祉課、
	ある一方、乗車券が返還されない限り	中川区福祉課、南区福祉課、
	特段の対応を行っていない区もあるな	禄区福祉課、徳重支所区民福祉課)
	ど、区によって事務処理が異なってい	
	た。これにより資格喪失後も有効期限	
	まで使用可能な乗車券が存在し得る状	
	況が見受けられた。	
	事業所管課である障害企画課は、本	
	来は市外転出時に乗車券が返還される	
	べきであるものの、返還が無い場合に	
	は廃止処理をすべきであるとの見解で	
	あるが、各区に対して明示していなか	
	ったため、区ごとに認識が異なってい	
	た。	
	市外転出者の乗車券の返還、廃止処	
	理が正しく行われない場合、乗車券の	
	不正利用につながるおそれがある。	
	障害企画課においては、資格喪失後	
	も使用可能な状況が生じ得ないよう事業所管課として資格喪失に伴う乗車券	
	の返還に関して実施すべき事務を要綱	
	等に規定し、各区役所において適切な	
	事務処理が行われるよう指導するとと	
	もに、今後同様の事例が生じないよう	
	対策を講じられたい。(障害企画課)	
	各区役所においては、資格喪失後も	
	使用可能となっている乗車券につい	
	て、調査の上、速やかに廃止処理を行	
	われたい。	
	(中村区福祉課、中村区保健予防課、	
	中区福祉課、中区保健予防課、	
	瑞穂区保健予防課、	
	中川区保健予防課、	
	南区保健予防課、緑区福祉課、	
	緑区保健予防課、	
	徳重支所区民福祉課)	

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
5(2)	保護の決定通知書の送付に保護の決定通知書の等にてて著ありりたいて者ありりにている。 は、の決定通知書の等では、の決定ときでいるときのの表に、関連には、の決定の規定は、原内には、原内には、原内には、原内には、原内には、原内には、原内には、原内に	本件は、決定通知書の重要性の認識 が不足していたこと等が原因であるため、送付を失。係会 等において決定通知書を送成しました。 また、決定通知書を送成しました。 また、定期的に生活保護システととけ、状況について確認を行うこととも、定民生生子ども、課、中村区民生生子どもも、課、中国区民生子どもも、課、中国区民生子どもも、課、中国区民生子ど福祉、中国区民生生子と、「中区民民生生」のでは、大阪に大き、「中村区民民生生」のでは、大阪に大き、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	いか他区の状況を調査の上、適正に事 務が執行されるよう各区民生子ども課 等を指導されたい。 (保護課)	
5(3)	国民健康保険では、大き時では、大き時では、大き時では、大きなどのである。というでは、大きなが、大きなでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	本件は、本人確認の重要性に対する 認識が不足しており、本人確認は行っ たものの一部の記録を失念していたこ とが原因です。 再発防止のため、係会等を通じ、被 保険者証の交付方法について再確認す るとともに、受付時に本人確認と併せ て再交付申請書への記録を確実に行う よう周知徹底しました。 (中村区保険年金課、 中区保険年金課、 中国保険年金課、 中川区保険年金課)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	申請書への記録を徹底されたい。 (中村区保険年金課、 中区保険年金課、瑞穂区保険年金課、 中川区保険年金課、緑区保険年金課)	
5(4)	遺留金品に係る現場をすれるのと、 で、	本件は、第三者の立会いのもと作成する現場確認書の重要性について。 令和元年12月17日及び令和 2年 1月 21日に実施した係内でにおいて、現場確認し、現場確認し、現場確認とを徹底し、現場確認ととを徹底し、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では

交通局 (工事)

		(77/11/2年 0月31日 5元/江(77/八/几)
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1	維持管理を考慮した設計について 「大設計について 事情について 事情について 事情について 事情について 事情について 事情について 事情について 事情について 事情について 事情について 事情にした。 一年を考慮ののでは、という をでするが、という をでするが、という をでするが、という をでするが、という をでするが、という をでするが、という ででするが、という ででするが、では、いかので、では、では、のので、では、のので、では、のので、では、ののででが、、のので、では、のので、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	本件は、設計段階で除草作業の頻度 や方法について、工事を依なく、維持 管理にととなることとなる事業帯のでは、には、では、ででででいる。 このというでででいる。 このというでででいる。 このの維持管理ができる。 このの維持ででいる。 では、にいる。 では、にいる。 では、にいる。 では、にいる。 でででは、にいる。 でででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 ででは、にいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
2	労働者の墜落防止に対する措置について 労働安全衛生規則(昭和47年労働省 令第32号)では、高さが 2メートル以 上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある 箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと定めている。 「緑営業所ツインリフト設置に伴う	本件は、地盤面が掘削により高所作業となっていたことについて、墜落防止等の安全対策に対する確認が十分でなかったことに起因する事案でした。前回の工事監査において同様の指摘を受けたことを踏まえ、本工事では工事着手前に、当局と受注者の間で墜落防止等の安全対策について「工事の安全確認事項」(チェックリスト)に基

番号 指摘事項(監查結果) 措置状況 改修工事(建築工事)」では、バス整 づいて確認を行っていましたが、その 備用昇降機を収納する鉄筋コンクリー 現場状況に応じた確認方法が十分でな ト構造物を新設する工事を行ってい く、墜落防止等の安全対策が徹底され た。工事中、土間の一部を深さ 3.3メ ておりませんでした。 このため、掘削により相対的に高低 ートルまで掘削していたことから、必 要な安全対策を講じているか工事写真 差が 2メートル以上となる作業床の を確認したところ、掘削による開口部 端、開口部等が生じる場合があること の周囲に墜落防止用の手すりなどを設 を認識した上で、一時的な作業であっ ても、墜落により労働者に危険を及ぼ けておらず、労働者が掘削底面まで墜 落するおそれがあった。 す恐れがある箇所には、労働安全衛生 労働安全衛生規則に基づき適切に墜 規則で定められた墜落を防止する措置 落防止措置を行うよう受注者を指導さ を確実に講じるよう、具体的な方法を (営繕課) 確認するなどして、受注者への更なる れたい。 指導を徹底してまいります。 また、墜落防止等の安全対策につい て、令和元年12月17日及び18日の職場 会議において関係職員にあらためて周 知徹底しました (営繕課) 適切な工期設定及び完了検査の適正な 本件は、バス停留所の整備において 3 実施について 撤去した高木の代わりとなる樹木の新 「徳川園新出来(南行)バス停留所 植も含まれた内容でしたが、植栽を管 整備」では、バス停留所の整備におい 理している道路管理者と新植の施工時 て歩道上の高木 2本を撤去し、その代 期について確定する前に発注をしたこ わりとして別の場所に高木 2本を新植 とと、設計図書に工事内容が明確に記 することとしていた。高木を管理して 載されていないことが原因でありまし いる道路管理者から植栽適期に新植を た。今後は新植が伴う工事について 行うよう指示があり、その時期が契約 は、道路管理者と十分に調整を行い工 工期内ではなかったことから契約工期 事を発注することとし、設計時にチェ 終了後に新植していた。また、新植の ックリストを用いて「新植の時期」の 確認を行います。また設計図書に工事 施工がされていない状態で完了検査を 実施していたが、設計図書に新植する 内容を明確に記載することで完了検査 時の見落としをなくすことを令和元年 本数や場所が記載されていなかったた め、新植が工事内容に含まれているこ 12月10日の職場会議において関係職員 とを見落とし、検査を合格としてい に周知徹底しました。 (自動車施設課) た。 工期設定は工事内容を踏まえて適切 に行い、契約工期内に工事が完了する よう工事発注されたい。また、設計図 書の作成においては、工事内容を明確 に記載するとともに、完了検査は請負 代金の支払い根拠となる重要なもので あるため適正に行われたい。 (自動車施設課)

環境局・財政局 (工事)

		(774 2年 0月 31 日 5111 71八九)
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	廃棄物の適正な処理について 廃棄物の適正な処理について 一個ののでは、は、たのでは、 一般では、これで、 一般ででは、これで、 一般では、これで、 一般では、これで、 一般では、これで、 一般では、これで、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般でない、 一般では、 一のいで、 一のいで、 一のいで、 一のいで、 一のいで、 一のいで、 一のいで、 一では、 一のいで、 一のいで、 一のいで、 一が、 一のいで、 一が、 一のいで、 一が、 一のいで、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が	本件は、本市の施設内の残置物、堆積物を廃棄物として排出する方のでは、本市が排出する方のでするでで、本庭ののでで、本庭ののでで、大変ので、大変ので、大変ので、大変ので、大変ので、大変ので、大変ので、

## 全局室区

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
1	必要書類を徴取していなかったもの 交付要綱では、補助金の交付を申請 しようとするときは、申請書に「申請 者の営む主な事業を記載した書類」を 添付して市長に提出しなければならな いとされているが、同書類が添付され ていないものがあった。 交付要綱に基づき、申請時の必要書 類を確実に徴取されたい。 (127 公衆浴場高齢者ふれあい支援 事業補助/健康福祉局高齢福祉課)	本件は、申請を受け付けた際の職員による確認が不足していたことが原因であり、必要書類の添付がなかった申請者より、速やかに「申請者の営む主な事業を記載した書類」の提出を受けました。 今年度の補助金交付申請時には、必要書類を徴取しており、今後につきましても、補助金交付申請時に必要書類を確実に徴取してまいります。 (健康福祉局高齢福祉課)
2(1)	提出期限後に提出されていたもの 交付要綱に定められた期限後に実績 報告書が提出されているものがあった。 交付要綱に基づき、期限内に実績報 告書を徴取されたい。 (313 保育のひろば事業補助/ 子ども青少年局保育企画室、 364 農林畜水産関係事業制 (単独県費土地改良事業)/ 緑政土木局都市農業課、 436 社会教育関係団体(スポーツ)補助/教育委員会 事務局スポーツ振興課)	本件は、交付要綱第 4条第 3項に基づいた「国又は愛知県からの補助金交付決定の通知を受ける以前に事」であり、交付要綱上、この場合のが原因であったものです。で、交付要綱の第 9条を改け、であるのです。で、交付要綱の第 9条を交付とし、国又は愛知県からの補助金の領の第のを受ける以下である。を受ける以下でのものです。といての通知を受ける以下では、国知を受けるのでは、定国知があったのものでは、定国知があったのも、速やかに事業したであったととしまり、では、定国知があったのも、は、定国知があったとし、に、に、は、定、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に、に
		へ指導し、今後も周知を図ってまいります。 (教育委員会事務局スポーツ振興課) ※令和2年度よりスポーツ市民局スポーツ振興室

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
2(2)	補助対象経費を明確にすべきもの 交付要綱では、補助対象経費は、① 青少年をまもる運動街頭キャンペ。 の他にく市の施策と呼応した事業、青少年 の他広く市民の総意を結集し、の他立く市民の総意をめの事業、の に直接要する経費とされてところ、団 に直接要する経費としたところ、 実績報告書等を確認したところ、上されており、交付事務担当課によると 上記③に該当するものとしてが を費への計上を認めているとのことを あった。 交付要綱上は団体運営費が補助対象と あった。 交付要綱上は団体運営費があるこれと をであるかが多経費を明確にされたい。 (326 名古屋市青少年育成市民会議 補助/子ども青少年局青少年家庭課)	指摘を踏まえ、交付要綱を改正し、総会、理事会及び常任理事会の運営に係る経費を補助金の対象となる経費に加えました。(令和2年4月1日施行)(子ども青少年局青少年家庭課)
2(2)	補助対象経費を明確にすべきもの 交け要綱では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	本件は、交付先の団体の職員の人件費相当額が団体の運営事務に係る経費の2分の1を超えた場合、交付要綱のただし書きの規定にある特別の事由に該当するものと解釈していたことによるものであり、今後は、特別の意思決定を図ってまいります。 (教育委員会事務局スポーツ振興課) ※令和2年度よりスポーツ市民局スポーツ振興室

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	振興課)	
2(3)	補助金額の算定誤りがあったもの 以下の事例が見受けられたことから、交付額を確定する際の審査においいるがについて確認を十分に行われたい。 交付要綱では、会館の運営経費をでいる。 交付要綱では、会館の運営経費をでいる。 では、会館の運営経費をでいる。 を育利用料をしませることとさいる。 実績報告書等を確認したところめ、では、名館利用料に集計漏れがあったところめ、では、とは、本のとのでは、会館利用料に集計漏れがあった。(154 ふれあいセンター瀬古平成会館補助/健康福祉局介護保険課) 助成金額算定の根拠となる児童がにいるときは、その児童教を差し引いて、ときは、その児童がの権認が、といるとは、その児童があるによるであった。(330 留守家庭児童育成会運営助成人名東区民生子ども課)	本件は、児童出席簿の確認が不十分であったことが原因であり、対象となる育成会からは、交付した補助金のうち、誤って加算していた額を返還月7日)。 今後は、提出された出席簿に基づによる点検を行うこととしました。また、令和2年2月の係会において、適正な事務処理について確認を行うことで、再発防止を図りました。 (名東区民生子ども課)
2(4)	補助対象経費への計上誤りがあったもの の 以下の事例が見受けられたことから、交付額を確定する際の審査においては、補助対象経費が適正に計上されているかについて確認を十分に行われたい。 ア 事業活動外の飲食代や来賓への手土産代、支出対象となった行為が明確でない謝金について、補助対象経費に計上されているものがあった。 イ 同一の支払いであった領収書と領収明細について、重複計上されているものがあった。	指摘のあった経費について、該当の 学区に対して、計上誤りであるため 学区に対して、計上誤りであるため外 として指導を行い、補助対象外 として修正を行いました。 また、本件は、該当の学区の認識した。 なお原因をであり、今でするが原因とが原因をであり、のであるため、要点を分かりでルとがのるため、要点を分かりであるため、要点を対して、会計担当者のは、令後においては、令和2年3月4日(水)開発により、令和2年3月4日(水)開発により、会計担当者のする説明のからない。これとあわせてよりである。 を使用した会計担当者向けの事務説

番号	
	とての
	ア
	イ
	補を
	ろ経会

指摘事項 (監査結果)

措置状況

(8 学区区政協力委員会運営補助/ 名東区地域力推進室)

前年度に支出されたものや支出対象 となった行為が明確でない謝金につい て、補助対象経費に計上されているも のがあった。

(11 安心・安全・快適まちづくり 活動補助/名東区地域力推進室)

ア 老人クラブに配布している手引き で補助対象として認められない経費 として例示されていたもの(美術館 や博物館の入場料、弁当代、花見に 係る経費等)について、補助対象経 費に計上されているものがあった。

イ 老人クラブに配布している手引き 等で示された上限額(茶菓代は 1人 200円まで等)を超えた経費につい て、補助対象経費に計上されている ものがあった。

> ( 123 老人クラブ運営補助/ 名東区福祉課)

前年度に支出されたものについて、 補助対象経費に計上されているものが あった。

( 128 民生委員児童委員協議会補助 /千種区民生子ども課)

事業実施報告書等を確認したところ、補助対象としている会議に要した 経費として、補助対象とならない他の 会議に要した経費が計上されていた。

> (135 名古屋市民生委員児童 委員連盟補助(会議の開催)/ 健康福祉局地域ケア推進課)

交付要綱では、補助対象経費は当該 事業に要する経費から、製品の生産活動に係る経費を控除したものとされて おり、実績報告書等において、事業所 運営に係る経費と製品の生産活動に係 る経費を区分して報告することを求めている。

しかし、事業所運営と製品の生産活

会を 3月24日(火)午後 6時30分から 区役所で開催する予定でしたが、新型 コロナウィルス感染症の感染拡大防止 のため、現在のところ、開催できてお りません。今後、別の機会を捉えて開 催する予定です。

当室としましても、今後、継続的に 適正な審査を遂行できるように、正副 担当制による二重のチェック体制で事 務に取り組みます。

(名東区地域力推進室)

指摘のあった経費について、該当の 老人クラブに対して、計上誤りである ため、補助対象外として精算報告書の 記載を訂正いただきました。

また、本件は、該当の老人クラブの 認識及び職員による審査時の確認が不 足していたことが原因であり、今後の 改善を図るため、各クラブの皆さま に、令和2年2月13日開催の「名東区 なごやかクラブ連合会理事会」におい て、補助対象経費の適正な計上につい て、再度説明を行いました。

また、令和2年2月に、係内において適正な審査事務処理について確認を行い、再発防止を図りました。

(名東区福祉課)

本件は、学区民生委員児童委員協議会が支出経費を計上する際に年度区分が誤っていたことと区職員のチェック漏れが原因であったため、指摘のあった同協議会に対し年度区分に注意するよう周知徹底するとともに、職員にに認を徹底するよう指導し、当該支出については補助金対象外としました。あわせて全体へは区民生委員児童委員協議会会長連絡会において、周知徹底します。(令和2年9月11日実施予定)(千種区民生子ども課)

本件は、類似名の会議との取り違え が原因であったことから、ただちに報 告書の修正を指示し、再提出させまし た。また、精算の決裁に申請書類の写

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
(甘)	動のいずれにも要すると考えられる光熱水費について、実績報告書等には、事業所運営に係る経費のみに計上しているものがあった。 (211 作業所型地域活動支援事業補助/健康福祉局障害者支援課)	しを添付することで今後の再発防止を図ります。 (健康福祉局地域ケア推進課) 本件については、実績報告時の中子をでいる。 本件については、実績報告の下生での事業原因と考えに該当時をできたができる。 指ができたがいたるではないできたができたができたができたができたができたができたができたができたができた。 は、生産経動にができたができたができたができたができたができたができたができたができたができた
2(5)	提出書類に記載漏れや誤りがあったもの 以下の事例が見受けられたことから、交付額を確定する際の審査においては、実績報告書等の記載内容について確認を十分に行われたい。 精算報告書に活動状況等を把握するために必要な、補助対象事業の内訳の記載がないものがあった。 (123 老人クラブ運営補助/千種区福祉課、名東区福祉課) 事業収支決算書の研修会の開催経費が予算額8万円に対し決算額が53万円となっていたため、交付事務担当課において交付先の団体が保管している領	正に確認することができました。 (健康福祉局障害者支援課) 本件は、該手者を表別できません。 のクラブ原因できるできるできるできるできるできるである。 おも職員のからとなるできるできるできるできるである。 ないたでは、もいたではではできるでは、ないではできるでは、はできるではではできるでではではできまれた。 を理事といては、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、は、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、ないでは、はいいいでは、はいいいでは、はいいいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいではいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいではいいいでは、はいいいでは、はいいではいいいいでは、はいいいいいいいい

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	収書等を確認したところ、別の支出項目に記載すべき補助対象経費の額が含まれていた。 (268 愛知県食肉生活衛生 同業組合衛生事業補助/健康福祉局食品衛生課) 収支決算書の予算額と決算額が同額のもの等があったため、交付事務担当課において交付先の団体が保管している領収書等を確認したところ、収支決算書の支出金額と領収書等の金額が一致しないものがあった。 (321 障害者青年学級開設補助/子ども青少年局青少年家庭課)	足で、
2(6)	適切な領収書等を徴収していなかったもの 領収書等を確認したところ、内訳が わからないもの、領収年月日がないも の、宛名がないもの、実際に要した経 費の支出に係る領収書等を添付させる ことなく、立替えた個人名義の領収書 のみを徴収していたものなどがあっ た。	本件は、交付先団体の認識及び提出された書類の職員による確認が十分でなかったことが原因です。今回のご指摘を受け、令和2年度より、補助金の審査事務の際には、室内では担当・副担当によるダブルチェックを行い、再発防止を図りました。また、交付先の団体に対しては、補助金実績報告書提出依頼の際に、散見される不備事項に

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	適切な領収書等を徴取されたい。 (8 学区区政協力委員会運営補助/ 千種区地域力推進室、 名東区地域力推進室、	ついて、是正するよう指導するとともに、必要に応じ補記いたしました。なお、当初予定していた補助金説明会については、新型コロナウイルス感染拡
	11 安心・安全・快適まちづくり活動補助/千種区地域力推進室、 名東区地域力推進室、 168 身体障害者・援護団体運営助成	が、補助金マニュアルを学区に配布 し、領収書の記載方法を周知しまし
	108 身体障害有・後護団体運営助成 /千種区福祉課、 325 地域子ども会運営助成/ 千種区民生子ども課、 名東区民生子ども課、 328 少年育成関係団体補助/ 子ども青少年局青少年家庭課)	本件の領収書等の「宛名がないもの」があったことについては、千種区 戦没者遺族連合会によるレシートへの
		本件は、助成金実績書報告時の職員のチェック漏れと、団体に対して領収書類の記載すべき事項について周知が不十分であったことが原因であったため、職員には確認を徹底するよう指導し補記するとともに、区子ども会育成連絡協議会理事会において、領収書等に但書や内訳を記載するように周知徹底しました。(令和2年3月6日実施) (千種区民生子ども課)
		指摘のあった経費について、該当の 学区に対して、記載に不備があるため 是正するように指導を行い、全件について補記をしました。 また、本件は、該当の学区の認識及び職員による審査時の確認が不足していたことが原因であり、今後の改善を図るため、要点を分かりやすくまとめた会計担当者用のマニュアルを新たに作成し、令和元年3月4日(水)開催の区政協力委員協議会例会において説明のうえ、各学区会計担当者に配付しました。

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		なお、これとあわせて当マニュアルを使用した会計担当者向けの事務説明会を3月24日(火)午後6時30分から区役所で開催する予定でしたが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため、現在のところ、開催できておりません。今後、別の機会を捉えて開催する予定です。 当室としましても、今後、継続的に適正な審査を遂行できるように、正副担当制による二重のチェック体制で事務に取り組みます。 (名東区地域力推進室)
		本件は、提出された領収書記載事項の内訳についての確認が不十分であったことが原因であり、記載が不十分なものについては、内容を聴取するなど、精査しなおしました。 令和2年3月書面開催の名東区子ど、名東区作成の助成金の説明資料を配し、その中で助成金を充てた事業の経費ので明確にするよう徹底するよう説明を行いました。 また、実績報告時に助成金を充てた事業の経費の使途に疑義があれば、その内容を確認するなど審査を適切に行います。 (名東区民生子ども課)
		本件は、交付先の団体の認識及び職員による審査時の確認が不足していたことが原因であり、該当するものについては、内容を聴取し精査するなどしました。今後は「補助金申請にあたっての注意事項」を改正するなど、領収書等の要件について、少年育成関係団体に注意を促すとともに、事業報告時に注意事項に基づいて領収書等の確認を行うものとしました。 (子ども青少年局青少年家庭課)
3(1)	事前交付の必要性が乏しいもの 交付方法として概算払及び前金払は	本件は、前金払が支出の特例である ことについて認識が不足していたこと

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	支出の特例であるところ、以下の事例が見受けられたことから、概算払れたい。 交付先の団体の運営状況を理由に存せとれてに定る。 交付先の団体の運営状況を理由がたとの団体のでは、関係をでは、関係をでは、関係をでは、関係を主題を表生ができる。 では、のでは、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	が原因であったことから、今後は団体の繰越金の状況等を踏まえ、年度当初に補助金を交付する必要性があるかどうか、適切に判断を行っていきます。 (子ども青少年局子ども福祉課) 本件は、概算払が支出の特例であるとの認識が希薄であったため、必要性を精査することが原因です。 令和2年4月1日付で交付要綱による概算払いの規定を改正し、今後は名古屋市補助金等交付規則に基づき、適切に判断してまいります。 (教育委員会事務局学校保健課)
3(2)	交付方法に誤りがあったもの 以下の事例が見受けられたことから、補助金の交付にあたっては、適正な方法により行われたい。 交付決定の決裁において分割して概算払する旨、意思決定がなされていた。 の大出が概算払ではなく通常払で行われていた。 (377 農林畜水産関係事業) (経営所得安定対策推進事業) (経営所得安定対策推進事業) 交付要綱では、前期と後期に分けて交付するとされているが、前期と後期に分けることなく一括で補助金を交付していた。	本件は、支出命令の際の処理誤りに 起因して発生したものです。 今後は、支出命令書起案時におい 今後は、支出命令書起案時におい で、複数人に好めてまいります。 なお、令和2年度に第4日で がなお、令和2年6月26日付まるおいて分割して。 をしてがするものです。 をしていますが、1回命令に の令和2年8月12日付るように が支出のでもまするが、対した。 を担けるように り、適正な金額において表 り、の際もよい をによい をによい り、ではない り、では り、では り、では り、では り、では り、では り、では り、では

(414 学校教育関係団体補助)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	教育委員会事務局人権教育室、 429 学校教育関係団体補助/ 教育委員会事務局学校保健課)	本件は、交付要綱の確認が不十分であったことが原因です。 また、補助対象団体の状況は様々であることから、交付要綱で一律に規定するのではなく、その都度、名古屋市補助金等交付規則に基づき、必要性を勘案し交付することとし、令和2年4月1日付で交付要綱を改正するととし、今後は適正な事務の執行に努めてまいります。 (教育委員会事務局人権教育室、教育委員会事務局学校保健課)
4(1)	交付要綱が制定されていないもの 平成27年度から予算措置されている が交付要綱は制定されておらず、ま た、一度も交付実績がない状況が続い ていた。 補助制度の必要性を検討するととも に、必要と認められる場合にあって は、交付要綱を速やかに制定された い。 (339 ふれあい喫茶運営助成/ 住宅都市局住宅管理課)	本件は、市営住宅ふれあい創出事業の一つとして予算措置をしたものの、 当該補助事業にかかる交付要綱を制定していなかったものです。 したがって、令和2年7月1日付で 交付要綱を制定、施行し、執行の準備 を整えて、今後は利用状況を踏まえ て、当該制度内容の分析をしていきま す。 (住宅都市局住宅管理課)
4(2)	交付先の団体において関係書類の保存が行われていなかったもの 実績報告書等の決算額が千円単位や 百円単位の切りの良い額となっていた等したため、交付事務担当いる領域収書等で で付先の団体が保管してろ、5年間収収書を確認しようとしたところ、5年間であるとしたおりにおりのといる関係書類にでであるとしてができないであるとしてであるとしてができないものがあった。 交付先の団体に対して関係書類の保存年限を遵守するよう指導されたい。 (268 愛知県食肉生活衛生即/健康福祉局食品衛生事業補助/健康福祉局食品衛生課、276 難病関係団体運営費補助/子ども青少年局子育て支援課、321 障害者青年学級開設補助/	本件は、交付先団体において、領収書等の支払証拠書類を5年間保存していたものです。令和2年6月1日付で交付要綱を改正したのです。でする上ため、発生したものです。では、る上でで付要綱を改正を明記するとを可体に指導といる。では、交付先団体の認識が不足に対した。(健康福祉局食品衛生課)本件は、交付先団体の認識が不足にがあるを交付する団体においます。なお、指摘のをではあります。なお、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	子ども青少年局青少年家庭課)	本件は、交付先団体の認識が不足していたことから、令和2年度障害者青年学級主事会において、領収書等の5年間の確実な保存を周知するとともに、実績報告書提出時にはこれまで任意としていた領収書等の写しの提出を、必ず提出するよう改めました。 (子ども青少年局青少年家庭課)

観光文化交流局(株式会社コングレ(名古屋市国際展示場の指定管理者)関係分)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	使用許可及び使用料の徴収事務について 指定管理者分の監査結果で述べたように、国際展示場の施設の使用許可及び使用料の徴収事務について、一部、条例等に従って適正に行われていない事例が見受けられた。 指定管理者制度の適正な運用を図るには、指定管理者による事務が確実に実施されているかを的確に把握し、必要に応じて指導や助言を行わなければならない。MICE推進室には、公の施設の適正な使用許可及び使用料の徴収事務が行われるよう、指定管理者への指導を強化されたい。 (MICE推進室)	使用許可及び使用料の徴収事務の不適切な取り扱いについては、事務担当者が支払い状況の確認を怠ったことが主な原因であったことが明日リストの無絶や、支払い期日に対する認識不を行い、担当者とともに、支払い状況の確認を行うといった、再発防止措置を施すよう指導いたしました。また、毎月行われる指定管理者との定例会議を通じて、適正な運用がすっているか確認を実施しております。(MICE推進室)

健康福祉局(株式会社トヨタエンタプライズ(名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者)関係分)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	指定管理者から提出された事業報告書の確認について トヨタオライズへの指摘のされた事業報告でのである。本年成れても決かお告書が、は、では、ないのでは、ないの事業報告である。事業をは、では、ないの事業をは、では、ないの事業をは、では、ないの事業をは、ないの事業をは、では、ないの事業をは、では、ないの事業をは、では、ないの事業をは、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、では、ないの事業をあるが、できる。を十分に精査されたい。(高齢福祉課)	今回ご指摘のありました事業報告書の誤りにつきましては、高齢福祉課の確認不足によるものでした。今後は事業報告書が提出された際には、事業報告書内の収支計算書に記載された指定管理料が、実際に本市が支出した指定管理料と合致しているか等を確認し、十分に精査するようにいたします。 (高齢福祉課)

令和 2年外部監査公表第 3号

地方自治法第 252条の38第 6項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2年11月13日

名古屋市監査委員木下優同岩本たかひろ同山本正雄同小川令持

## 令和 2年外部監査報告第 1号関係分(令和 2年 2月18日報告)

スポーツ市民局・健康福祉局・子ども青少年局・区役所

	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	
番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
第章 3 1 (3) アウ	第3 区の特性に応応したまちづくりの推進 1 自個の 区の特性に応ないののではるでは、	本件は、西区民おまつり広場の運営を西区役所地域力推進室が事務局として行っているため、各年のの業務での間にで使用する消耗品等のそれぞれの使用するに算出することが困難な品での関連を正確に対していたことが困難な品でででで、一方のでは、区では、区ででは、区ででのでは、区ででのでは、区ででのでは、区ででのでは、区ででのでは、区ででのでででででででででで
第 3 章 第 3 3(3)	<ul><li>第3 区の特性に応じたまちづくりの 推進</li><li>3 区の特性に応じたまちづくり事業 (3) 区の特性に応じたまちづくり事</li></ul>	本件については、契約の相手方において、類似調査の実績があることから、市内歴史的建造物の調査をする機関にふさわしいと認識し、随意契約を

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
イア)	業(中村区の場合) イア)歴史的建造物等調査業務委託 本事業においては、契約者以外、実施ができない業務とは考えにくく、しかも、少額随門であるとはいえ、99万 9,000円に極めてあって、100万円に極めて近似する金額であることをらの見積書を徴取すべきであって、安易にA大学以外に研究している団体が存在しないと判断し、その前提で手続きを進めたにで、名古屋市契約規則第20条に違反する疑いが強い。	行い、他の者による調査実施の可能性について十分な検討が行われていなかったことが原因であったと思料します。 そこで、令和2年3月9日に実施した区内の契約事務研修において、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない契約について改めて説明を行っており、同種の事例があれば適切に対応してまいります。  (中村区企画経理室、中村区地域力推進室)
第章 第3(4) イ)	第3 区の特性に応じたまちづくりの 推進 3 区の特性に応じたまちづくうりままちょう。 9 事事りりくくののにはいいでは、他ののののでは、他ののののののののでは、他のののののののでは、他ののののでは、他のでは、他	本件は、名古屋市契約規則に則り、 適正に少額随意契約を行ったものです が、見積りの算出根拠が明確でなく、 また競争性のある契約事務を行うとい う意識が不十分とのことで指摘をいた だいたものと思料しております。 指摘を受け、朝礼で職員に周知して おり、適切に対応してまいります。 (中区地域力推進室)
第 5	第 1 国民健康保険料	「自主納付申込書」の徴取がしづら

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
章 第 1 5(1)	5 各区でででは、	い理の大きなでは、あいます。 では、これの表しいという。 では、これのでは、ないいしいできない。 では、これのでは、いいしいでは、いい、内、でいいでは、では、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、では、では、いい、のでは、は、いい、のいい、のでは、は、いい、のい、のでは、は、いい、のい、のい、のい、のい、のい、のい、のい、のい、のい、のい、のい、のい、

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		し記載指導するよう課内の体制を見直 しました。(参考:自主納付申込書 受付件数:令和元年 5月 6件、令和 2 年 5月36件) (中区保険年金課)
		国民健康保険にないては、加入しては、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で
第 5 章 第 2 4(2) ウ	第2 生活保護法返還金・徴収金 4 債権管理 (2)債権の発生 ウ 督促 督促状の返戻件数が把握できていない場合、再度同じ居所へ 督促状や催告書を送付することになり、効率的な債権管理が行われないことから、返戻件数の確認と返戻があった場合はマニュアルに沿って漏れなく居所調査を実施するべきである。	書類の返戻があった際は、生活保護システムにその旨を入力し、併せて「居所不明」として債権保留の入力を行っているところです。債権保留を入力している債務、一覧で抽出することができるためとなっ覧は返戻件数を確実します。この一覧を参考に返戻件数を確実に地握すること、書類の返戻があっております。と、その際の生活保護システンは、一次の生活保護システンとの事務手続きについて足していたため、事務手続きについて足し、書類返戻後の流れを記載しました。本年4月の担当者

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		会においてマニュアルの周知徹底を図ったところです。今後も法施行事務監査などにおいて指導してまいります。 (健康福祉局保護課)
		返戻があった場合の居所調査は実施していましたが、返戻件数を把握する必要があると認識しておらず、返戻件数を記録していませんでした。令和元年度からは、返戻があったものについては、生活保護システムの特記事項に「返戻」の旨記録し、返戻件数の管理を行い居所調査を実施しています。 (北区民生子ども課)
		本件は、返戻があった場合には居所 調査を実施していましたが、効率的な 債権管理について認識不足であり、返 戻件数の把握ができていなかったもの です。 今後も引き続き居所調査を行ってい くとともに、生活保護システムに入力 し、返戻件数を確認していきます。
		(西区民生子ども課) 事務引継の不備のため、件数の把握ができていませんでしたが、令和2年1月7日に健康福祉局から照会があり、再度調査し、返戻件数を確認し把握しました。 返戻があった文書については、再度調査を行いマニュアルに沿った処理を行いました。 現在は返戻があった文書に関しては、マニュアルに沿った処理を適切に行っております。 (中川区民生子ども課)
第 5 章 第 2 4(3)	第2 生活保護法返還金・徴収金 4 債権管理 (3) 催告 督促状と同様、返戻件数の確認 と返戻があった場合はマニュアル に沿って漏れなく居所調査を実施 するべきである。	督促状と同様、書類の返戻があった際は、生活保護システムにその旨を入力し、併せて「居所不明」として債権保留の入力を行うよう周知を行っているところです。債権保留を入力している債務者は一覧で抽出することができるため、この一覧は返戻件数を把握す

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		る一助となります。 この一覧を参考に返戻件数を確実に 把握すること、書類調査を実力の と、書類調査をステスであること、 書籍にていると、居所保護システスにの事務手続けての生活により、本年の 事務手続きにかが改して、事年の をは、では、本年ののはでは、本のの当者会においるの当者会においるの当者会においるのは を当者会においるのは、本のの当者会においるのでは、 を関連においるが、では、はは、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 を関連には、 ののののでする。 ののののでする。 ののののでする。 を関連には、 のののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 のののののののでは、 のののののののでは、 のののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
第 5 第 2 5(3)	第2 生活保護法返還金・徴収金 5 不納欠損の処理と国庫負担金について (3) 平成30年度の不納欠損されたもののうち、催告、居査などが不明者不十円。ののうち、相続人調査などが不万円。ののうち、相続人のが、約4,973万円のののでは、2000年では、1000年では全額では、1000年では全額できたところ、必要額できたは全額できたは負担することができたは負担することができたは負担することができたが、100万円以上の金額が負担することになった。	法施行事務監査においって、直近 1年間に行われた催告、居所調査、相続人調査をはじめとした業務の達成状開催とした業務の達成状開催といます。令和 2年 4月開においます。令務担当書者会に徹底にて、適切な債権でマニュ者の御事を行りをできるとで、のののののののでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、となりのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、と

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	債権管理・回収を行うべきである。 特に、債務者が死亡したときの相続人調査、相続人への働きかけが不十分である場合が多いので、注意を要する。	
第 5 章 第 4 5(3) イ	第4 介護保険料 5 滞納整理事務について (3) 分納について イ 納付誓約書 滞納整理マニュアルでは、分 納の手続を刊して、実にとして、実にとして、実にとして、実にといる。 を活用付金額を設定するといるが、実が存在する。 をがいと、滞納者のできずいないと、滞納者のできずかがなされたが確認できずかがが分割がないたががいできずかがらないため、作成していないを、またがよいため、作成しては、マルに従った運用をされたい。	従前より滞納者の情報は相談記録事務処理票で随時管理していましたが、適切な事務処理についての認識が不十分で、実態調査書の作成がされておりませんでした。令和2年2月以降、滞納者の生活状況や資金力、滞納金額などを正確に把握するため実態調査書を作成し、より一層適切な納付管理をするようにしています。 (名東区福祉課)
第 章 第 第 4 5(3) キ	第4 介護保険料 5 滞納整理事務について (3)分納について キ 分納についの延滞金についの 5 当時保険 6 当時についの 5 当時に 6 当時に 7 は、年 7 3%の割合が 8 当時に 8 がられば 9	分納中に発生する延滞金についると 、既にマニュアルに記載していると ころですが、区職員への一層の周知が 必要であることから、令和 2年 4月22 日に実施した介護保険業施した介護保険 や和 2年 6月 6日に実施した介護保険 料滞納整理研修にて改めて延滞金の請 求を行うよう周知しました。 (健康福祉局介護保険課) 本件については、分納中の延滞金に であるたことが原因であったこと から、令和元年12月の係会において、名古屋市 でいなかったことが原の係会において、名古屋市 でいなかったことが原の係会において、名古屋中の延滞金について、名古屋中・ でいなかった。(中村区福祉課) 本件は、延滞金減免に関する手続き

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	従って、中村区、昭和区、瑞 穂区、熱田区、名東区、天白区 におかれては、分納中に発生し た延滞金を請求されたい。	についての認識が不足していたことが 原因です。今回の指摘を受け、改めて 関係法令等の確認を行い、分納中に発 生した延滞金についても請求すること 及び延滞金減免の際には正規の手続き を経ることを周知徹底しました。 (昭和区福祉課)
		本件は、滞納者から分納の申し出を 受けた際、納付誓約書の徴収及び延滞 金の説明がされていなかった事が原因 です。今回の指摘を受け、窓口折衝の 際に、延滞金についても、元の未 納分の納付終了後には請求する旨を伝 えています。また、未納期間が少ない 分納の場合、ひと月ずつの未納保険料 に延滞金を加算して請求するケースも あります。 (瑞穂区福祉課)
		本件は、滞納者から分割納付を受付した際、納付誓約書の徴収、延滞金の説明がされていなかった事が原因であったことから、指摘以降直ちに分割納付を受付した場合は納付誓約書の徴収、延滞金の説明を行うことで延滞金の請求をするようにしました。 (熱田区福祉課)
		分納誓約者の延滞金については、本料の徴収に重点を置いていたため、延滞金の扱いが不明確になっていましたが、令和2年2月以降分納誓約時に滞納者に延滞金の説明を行い、適切に延滞金も請求するようにしています。 (名東区福祉課)
		本件については、保険料滞納者に対する延滞金の請求についての職員の認識不足により監査での指摘となったものです。監査以降、所属内で意思統一を図り、分納者に対しては保険料完納後に一括で延滞金を取るなど、適切な請求を行っています。 また、分納約束者と交わす納付誓約書には延滞金請求の旨を補記するな

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
		ど、滞納者への意識付けも行っております。 結果、介護保険料の区別延滞金の収入済件数・金額ともに他区と比較しても改善は図られている傾向にあります。 さらに、延滞金減免対象者に対しては正規の減免手続きを取り、適切な減免措置を行っています。 (天白区福祉課)
第 5 第 4 5(6) イ	第4 介護保険料 5 滞納整理事務について (6) 相続人への請求 イ 介護保険第 143条(地方税 治療保験活第 143条(地方税 法第 9条準用)においては人の、 法第 9条続人は、義務がありまするが、の、がるがするがよりでする。 ところが、その前提といいのでは、 を高さが十分行われているがある。 相続が多数ある。 相続が多数するいであるないがから、健康福祉調査を行った。 はに対するに対するにである。 はに対するに対するにないない。 はに対するに対するにない。 はに対するには、対するにない。 は、対するには、対するには、対するにない。 は、対するには、対するには、対するに、対するに、対するに、対するに、対するに、対するに、対するに、対する。。	相続人への請求については、既にマニュアルに記載しているところですが、区職員への一層の周知が必要であることから、令和2年4月22日に実施した介護保険業務別研修にて改めて相続人に対する請求を行うよう周知しました。 (健康福祉局介護保険課)
第5 章 第5 4(3) イ	第5 母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 徴収業務の実施状況 (3) 徴収に関する指摘・意見 イ 違約金の徴収・不徴収について 違約金の不徴収事由が存在する場合に、「不徴収とすることができる」のか「徴収しない」のかでは、裁量の有無という点で違いがある。手引きの記載では、必ず徴収しない扱いにするは、必ず徴収しない扱いにするものと理解される恐れがあるため、誤解がないような記述に	本件は、違約金の不徴収事由に該当する場合に、名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要綱第48条のとおり「違約金を不徴収とすることができる」と認識しておりましたが、手引きの記載では「違約金を徴収しない」と誤っていたことが原因です。そのため、手引きの記載を「不徴収とすることができる」に修正しました。(令和2年4月1日)(子ども青少年局子ども未来企画室)

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	すべきである。	
第 章 5 4(3) ウ	第5 母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 徴収業務の実施状況 (3) 徴収に関する指摘・意見 ウ 督促、催告等に「4.債務承認 書」の項目に「※債務承ごとしか時間である。は、相対効中では、一個でののでは、一個でののでは、一個でののでは、一個でののでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでのである。 は、相対のでのでは、一個でのでは、一個でのでは、一個でのでのできます。 全員にないのでのできます。 会員にないのでのできます。 会員には、一個でのできます。 会員には、一個でのできます。 会員には、一個でのできます。 会員には、一個でのできます。 会員には、一個でのできます。 会には、一個でのできます。 会には、一個でのできます。 会には、一個でいるできます。 会には、一個でいるできます。 会には、一個でいるできます。 会には、一個でいるできます。 会には、一個できますできます。 会には、一個できますできます。 会には、一個できますできます。 会には、一個できますできます。 会には、一個できますできます。 会には、一個できますできます。 会には、一個できますできますできます。 会には、一個できますできます。 会には、一個できますできますできます。 会には、一個できますできますできます。 会には、一個できますできますできますできますできますできますできますできますできますできます	本件は、債務の時効中断に対する認識とより手引きの記載が誤っていたことが原因であることから、手引きの記載を「※債務の承認について、借受人(連帯借受人)から承認を得た場合は、連帯保証人の時効は更新され、連帯借受人(借受人)の時効は更新されない。」に修正しました。(令和2年4月1日)(子ども青少年局子ども未来企画室)
第 5 章 第 5 4(3) 工	第5 母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 徴収業務の実施状況 (3) 徴収に関する指摘・意見 エ 連帯保証人に対する請求について 連帯保証人への請求は、借受 人の意思に関係なく行うべきである。	借受人の滞納が続く場合には連帯保証人に対しても速やかに請求を行うよう手引きに記載しておりましたが、借受人の拒絶により連帯保証人への請求を行っていない区・支所があったことから、手引きに「※滞納がある場合、連帯保証人(償還者)の意思に関係なくは借受人(償還者)の意思に関係なくないから等の理由で請求しないことは不可)」との記載を追記しました。(令和2年4月1日)(子ども青少年局子ども未来企画室)
第 5 章 第 5 4(3) キ ア)	第5 母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 徴収業務の実施状況 (3) 徴収に関する指摘・意見 キ 借受人、連帯借受人、連帯保 証人の転居・死亡に伴う業務 ア) 相続人調査	各区・支所の相続人調査に対する理解が不足していたことが原因であるため、死亡者一覧を作成し、調査手順をまとめた資料を添えて、各区・支所担当者に相続人調査の実施を依頼しました。現在、各区・支所において調査が

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況
	借受人が死亡した場合には、相続放棄をしない限り、 債務を相続人が承継するので、相続人調査を行うべきである。	行われています。(令和元年12月 4 日) (子ども青少年局子ども未来企画室)
第 5 章 第 5 4(3) キ イ)	第5 母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 徴収業務の実施状況 (3) 徴収に関する指摘・意見 キ 借受人、連帯借受人、連帯保 証人の転居・死亡に伴う業の では、法律上の相続 連帯借受人は、法律上のも をころをあると考えの1名 をころに場合には、そのの は相続されるののようには は相続されるのがいる場合は は相続されるがいる場合はされるがは ははされるがいる場合はされるがは ははされるがは ははされるがは ははされるがは ははされるがは ははされるがは ははされるがは ははされるがは ははされるがは ははされるが ははいるると がは誤解をおると考えられるため、 をするる。 と考えらる。	死亡時の債務の相続に対する認識誤りにより、借受人死亡時の手引きの記載が「償還金債務は、連帯借受人がいる場合は連帯借受人に、いない場合は相続人に、相続放棄がなされない限り承継される。」と誤解を招く表現であったため、手引きの記載を「償還金債務は、あったため、手引きず、償還金債務は、相続放棄がなされない限り継承される」と修正しました。(令和2年4月1日)(子ども青少年局子ども未来企画室)
第 5 章 第 6 4 (13)	第6 災害援護資金貸付金 4 名古屋市における本貸付金の取扱い状況 (13)償還期ごとの債権放棄時効期間が満了した償還期ごとに債権放棄がなされると、その後に時効期間が到来する債権についても、債権放棄がなされるものと思い、納付意欲に影響がある。そのため、時効期間満了前の償還金について回収可能性が残されている場合には、償還期ごとに債権放棄を行うことは避けるべきである。	ご指摘のとおり、時効期間が満了した償還期ごとに債権放棄を行った場合、その後の納付意欲に影響を及ぼす可能性もあるため、時効期間満了による債権放棄については、処理経過で、徴収見込みがないと認められる債権について個別に判断を行っているものと認識しています。 今後とも債権放棄の適用に当たっては慎重に検討を行い、適切な判断に努めるよう、令和2年8月11日に開催した区役所職員の担当者会において周知いたしました。(健康福祉局監査課)

## 職員の懲戒処分

地方公務員法(昭和25年法律第 261号)の規定により、次の者を令和 2年11月10日懲戒処分に付した。

令和 2年11月10日

### 名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号